

【表紙】

| | |
|---|------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2020年9月4日提出 |
| 【発行者名】 | アセットマネジメントOne株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 菅野 暁 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 酒井 隆 |
| 【電話番号】 | 03-6774-5100 |
| 【届出の対象とした募集(売 出)内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】 | D I A M高格付インカム・オープン(毎月決算コース) |
| 【届出の対象とした募集(売 出)内国投資信託受益証券 の金額】 | 1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

D I A M高格付インカム・オープン（毎月決算コース）

ただし、愛称として「ハッピークローバー」という名称を用いる場合があります。

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されま

す。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

（５）【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2020年9月5日から2021年3月5日まで

カナダの銀行の休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（９）【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

（ 1 0 ）【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（ 1 1 ）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（ 1 2 ）【その他】

お申込みの方法

お申込みの際は、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。ただし、海外休業日には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたファンドのお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

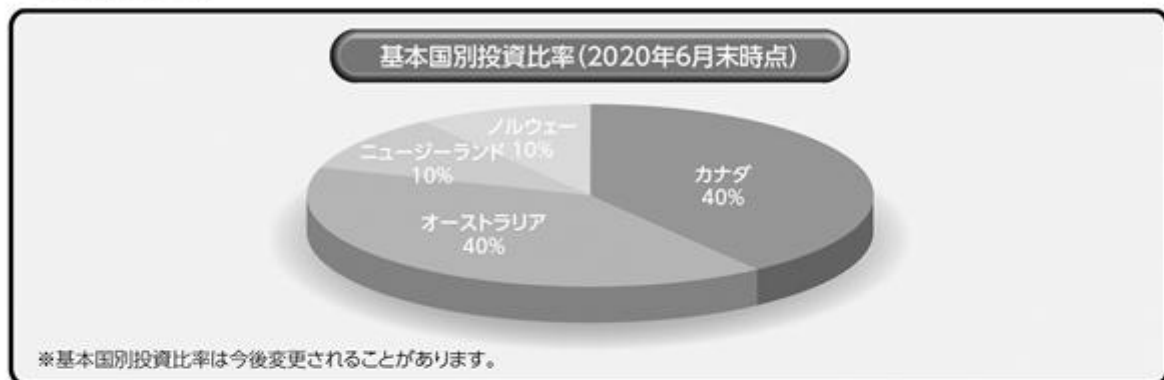
当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

当ファンドの信託金の限度額は、1兆5千億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 主として“高格付資源国”の公社債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。

- 主な投資対象は、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェー(2020年6月末時点)の公社債です。基本国別投資比率は、各国の市場規模、経済規模、市場動向等を勘案して決定します。

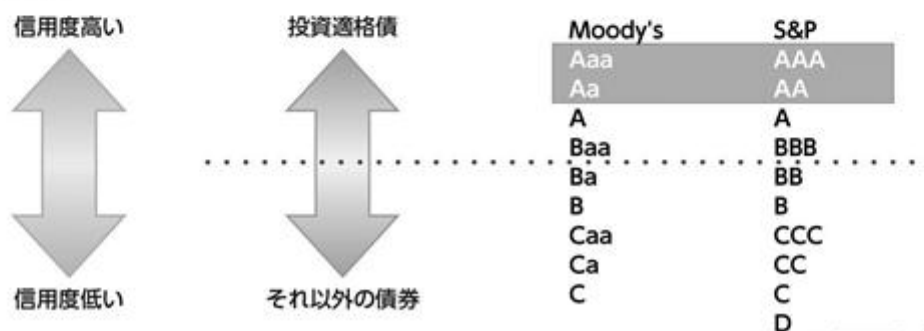


※当ファンドにおいて「資源国」とは、「石油、鉱物資源、ガス、石炭等の資源を産出する国で、その資源がその国の経済もしくは世界経済に影響を与えられ国」と定義しています。(以下同じ。)

※投資対象となる国は、「資源国」の中から、信用力・金利・為替見通し等を判断材料とし、選定します。

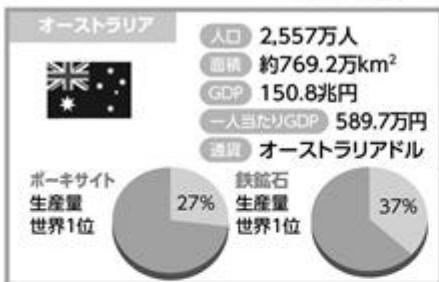
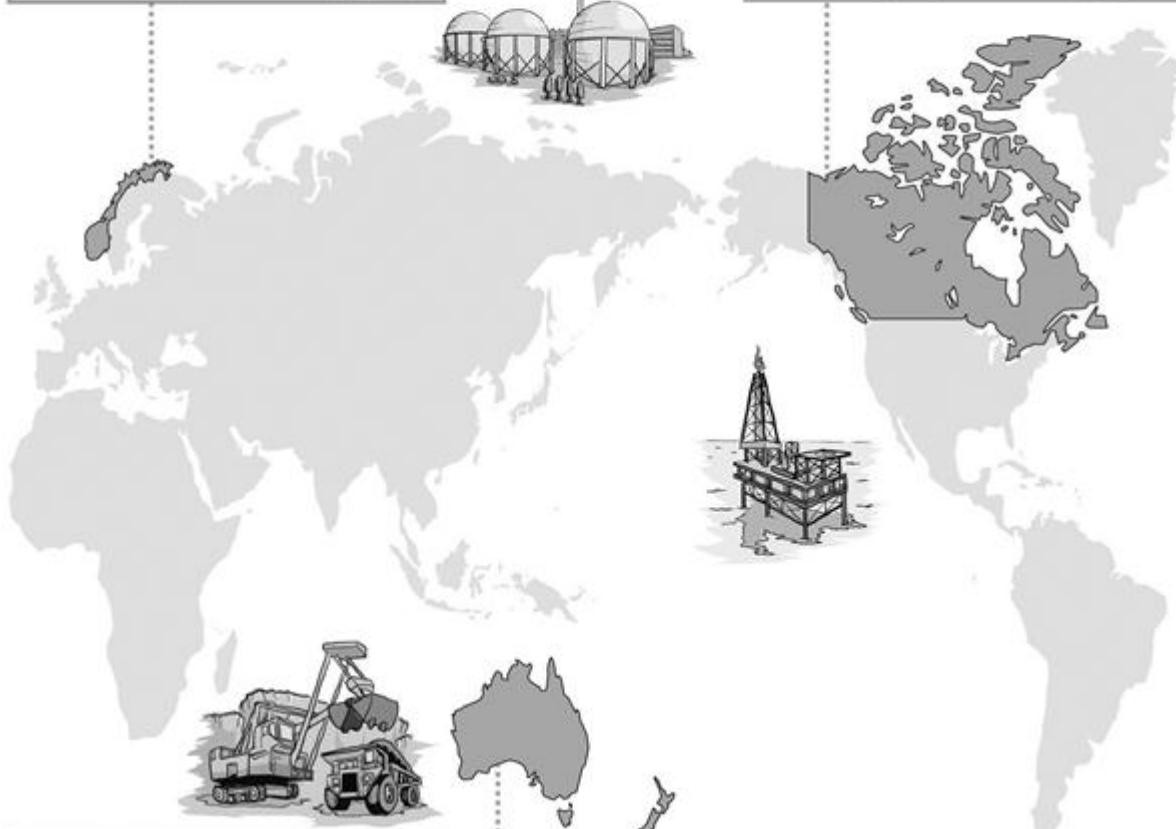
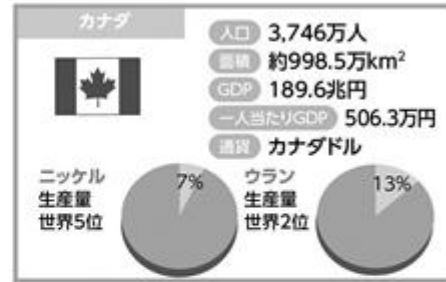
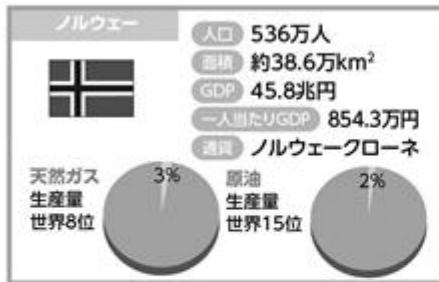
※ニュージーランドは資源を産出する国ではありませんが、オーストラリア経済圏であることから、オーストラリアと同様に位置付け、投資を行います。

- 投資対象となる公社債は、国債を中心に信用度の高いAA格以上(S&P社またはMoody's社のどちらか高い方の格付を採用。)の格付を取得しているとともに、流動性の高い銘柄とします。



※**■**が投資対象となります。

投資対象国のご紹介



※ニュージーランドは資源を産出する国ではありませんが、オーストラリア経済圏であることから、オーストラリアと同様に位置付け、投資を行います。

※人口、GDP、一人当たりGDPは2019年のIMFによる数値(予測値)。1米ドル=109.56円(2019年12月末時点)にて円換算。

※円グラフは天然資源の2019年当該国世界シェア(ニッケル、ポーキサイト、ウラン、鉄鉱石は予測値)。

出所:外務省、IMF、WNA、USGS[MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2020]、BP[Statistical Review of World Energy June 2020]のデータをもとに委託会社作成

上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

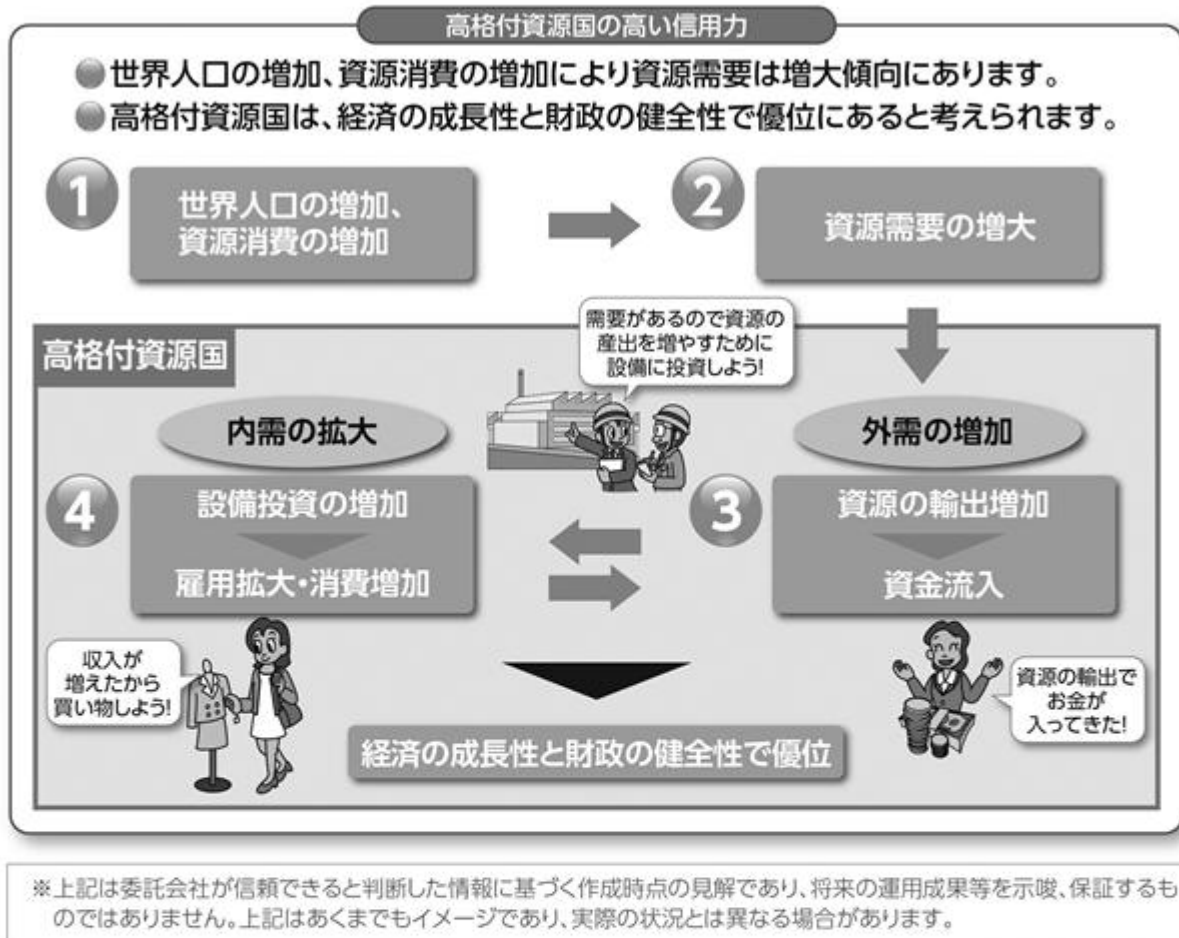
※上記は、委託会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※上記における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

2 “資源国”の通貨上昇による為替益の獲得が期待できます。

- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

高格付資源国の魅力



3 毎月の決算時に分配を行うことを基本とします。

- 毎月5日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行います。原則として利子配当等収益を中心にしつつ、これに売買益(評価益を含みます。)等を加えた分配対象額の範囲内で分配を行うことを基本とします。
- 毎年6月、12月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



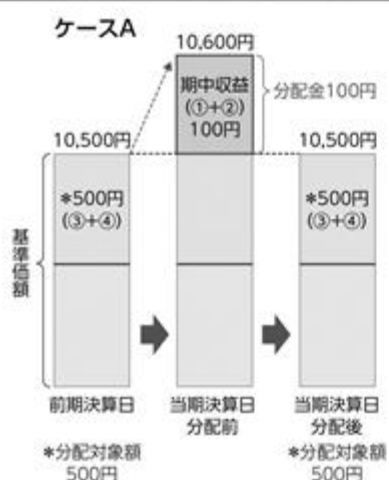
◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係（イメージ）

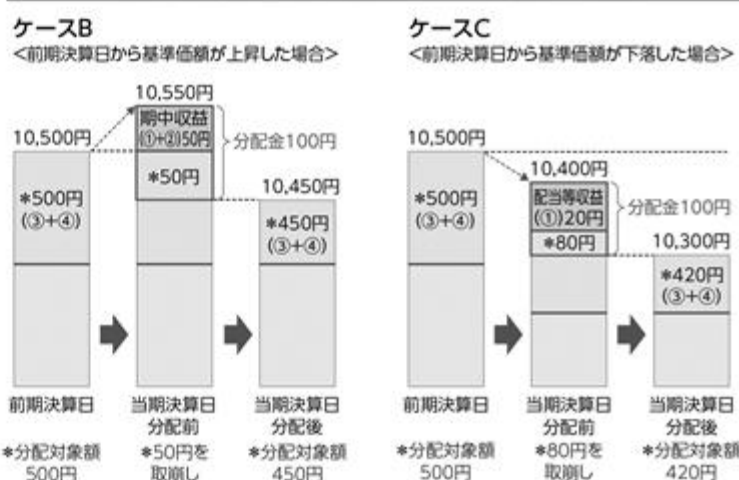
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上記のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
 ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
 ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

◆投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

商品分類表

| 単位型投信 追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|----------------|--------|-------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 |
| | | 債券 |
| | 海外 | 不動産投信 |
| 追加型投信 | 内外 | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

| | |
|-------|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 海外 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 債券 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|-----------------------------------|--------------|---------------------|----------------------|-----------|
| 株式 一般 | 年1回 | グローバル (日本を除く) | | |
| 大型株 中小型株 | 年2回 | 日本 | | |
| 債券 一般 | 年4回 | 北米 | ファミリー ファンド | あり () |
| 公債 社債 | 年6回 (隔月) | 欧州 | | |
| その他債券 クレジット属性 () | 年12回 (毎月) | アジア オセアニア | | |
| 不動産投信 | 日々 | 中南米 | ファンド・ オブ・ファ ンズ | なし |
| その他資産 (投資信託証券 (債券)) | その他 () | アフリカ 中近東 (中東) | | |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | エマージング | | |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

| | |
|---------------------------|---|
| その他資産 （投資信託証券 （債券）） | 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。 （注）商品分類表の投資対象資産は債券に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（債券））に分類されます。 |
| 年12回（毎月） | 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| グローバル （日本を除く） | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| ファミリー ファンド | 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。 |
| 為替ヘッジなし | 目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |

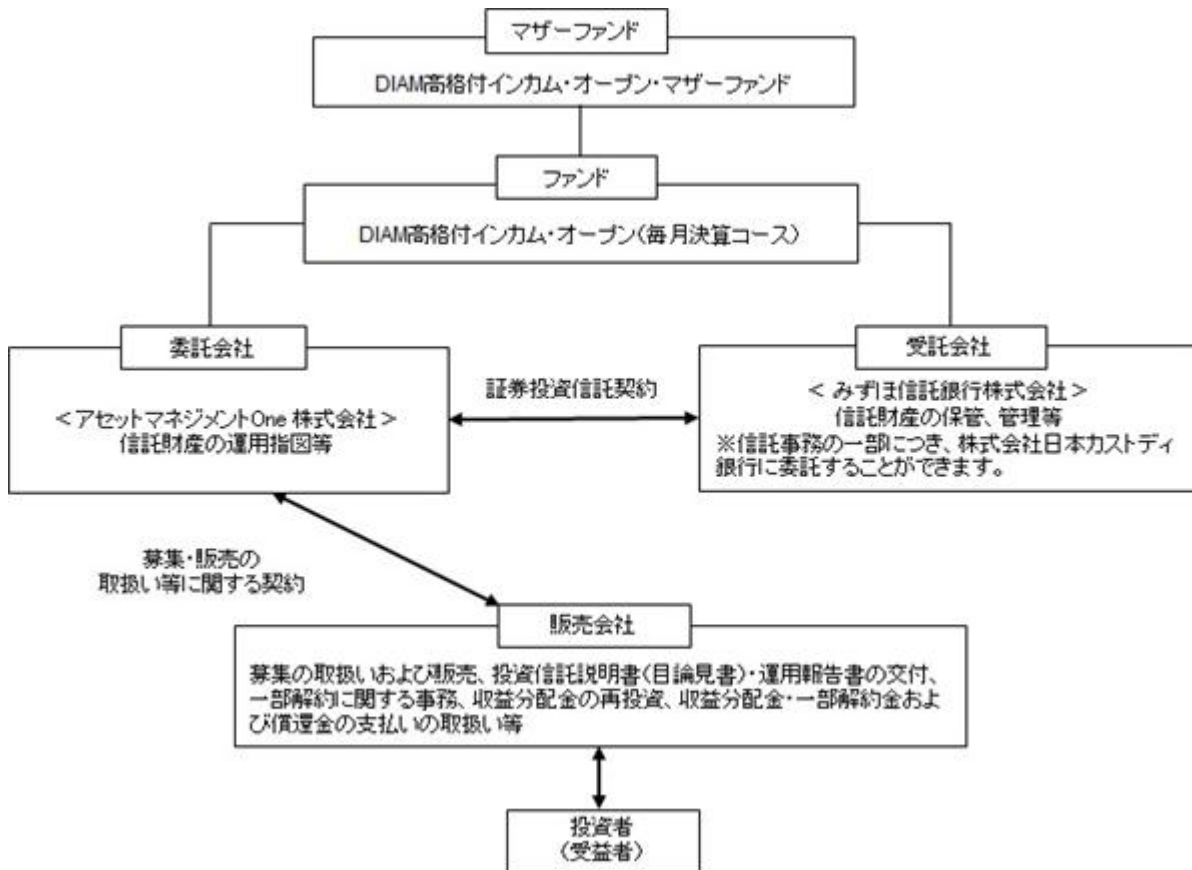
上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

2003年7月15日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

2010年8月5日 分配対象額の範囲について約款変更実施（利子等収益に加えて売買益等も分配対象とするもの）

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

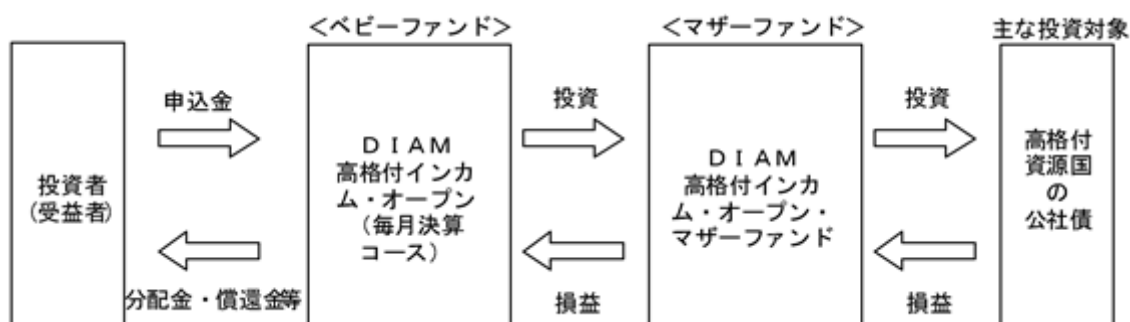
・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金及び償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

ファミリーファンド方式とは

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2020年6月30日現在）

委託会社の沿革

- 1985年7月1日 会社設立
- 1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
- 1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
- 1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
- 2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更
- 2016年10月1日 DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2020年6月30日現在）

| 株主名 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|--------------------|--------------------|----------------------|--------------------|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 | 28,000株 ¹ | 70.0% ² |
| 第一生命ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 | 12,000株 | 30.0% ² |

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目標に運用を行います。

<投資対象>

D I A M高格付インカム・オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

主にD I A M高格付インカム・オープン・マザーファンド受益証券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。

実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。(約款第16条)

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます、以下同じ。)

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。)
- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

有価証券の指図範囲 (約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたD I A M高格付インカム・オープン・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 特別の法律により法人の発行する債券
- (4) 社債券(新株引受権と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- (5) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- (6) 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限りません。))の行使、社債権者割当および株主割当により取得した株券ならびに新株引受権証書および新株予約権証券

- (7) コマーシャル・ペーパー
- (8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)～(7)の証券または証書の性質を有するもの
- (9) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。)
- (10) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (12) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (13) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (15) 外国の者に対する権利で上記(14)の有価証券の性質を有するもの

なお、(6)の証券または証書および(8)の証券または証書のうち(6)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(1)から(5)までの証券および(8)の証券のうち(1)から(5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(9)の証券を以下「投資信託証券」といいます。


金融商品の指図範囲 (約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記 の(1)から(4)までの金融商品により運用することの指図ができます。(約款第17条第3項)

（参考）当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

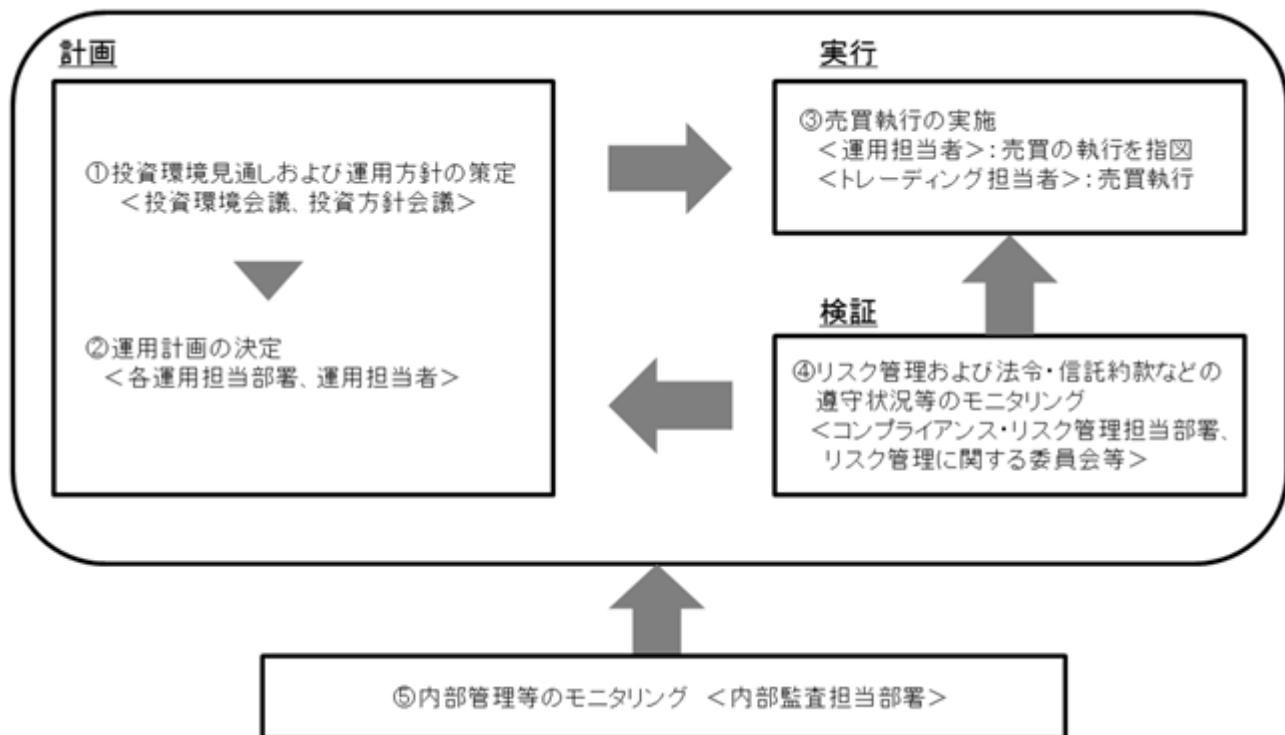
| | |
|--------|--|
| ファンド名 | D I A M高格付インカム・オープン・マザーファンド |
| 基本方針 | この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目標に運用を行います。 |
| 主な投資対象 | 高格付資源国の公社債を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <p>主に高格付資源国の公社債[*]に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。</p> <p>[*]これらの公社債には、同国通貨建ての国際機関債を含みます。</p> <p>投資対象となる国は、委託会社が定義した「資源国」の中から、信用力・金利・為替見通し等を判断材料とし、選定します。</p> <p>投資対象となる公社債は、国債を中心にA A格以上の格付けを取得しているとともに、流動性の高い銘柄とします。</p> <p>格付け機関はS & P社またはM o o d y 's社とし、両社が格付けを付与している場合には、どちらか高い方の格付けとします。</p> <p>国別の投資配分比率は、各国の市場規模・経済規模等を勘案し、決定します。</p> <p>外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p> |
| 運用プロセス | <p>様々な定性・定量分析を行い、債券の銘柄選定等の運用の基本方針と具体案を策定し、売買執行を実施します。</p>  <pre> graph TD A["情報収集 ファンダメンタルズ分析、テクニカル分析"] --> B["見通しの策定 金利トレンド／イールドカーブの形状 通貨別為替相場見通し"] B --> C["投資方針決定 デュレーション／銘柄選択"] C --> D["ポートフォリオ構築"] </pre> |

| | |
|---------------|---|
| <p>主な投資制限</p> | <p>株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。</p> <p>株式（株式投資信託証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資には、制限を設けません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> |
|---------------|---|

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~70人程度)は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2020年6月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4) 【分配方針】

1. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。原則として利子配当等収益を中心にしつつ、これに売買益(評価益を含みます。)等を加えた分配対象額の範囲内で分配を行うことを基本とします。

また、毎年6月および12月の決算時には、上記分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

2. 収益の分配方式

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

- 1) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、監査報酬及び当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬及び当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

3. 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3)投資制限)

株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。株式(株式投資信託証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3)投資制限)

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3)投資制限)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3)投資制限)

投資する株式等の範囲 (約款第19条)

委託会社が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。

信用取引の指図範囲 (約款第21条)

- (a)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b)上記(a)の信用取引の指図は、次の1.~5.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.~5.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図 (約款第22条)

- (a)委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- (b)委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c)委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(約款第23条)

- (a)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図 (約款第24条)

- (a)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第24条の2）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款第25条)

(a)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(b)上記(a)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

(a)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1)および2)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1)株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価総額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(b)上記(a)1)2)で定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲（約款第28条）

(a)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b)上記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(c)上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ（約款第35条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金、または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

金利リスク

金利の上昇（債券の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

為替リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落(円高)になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落(円高)度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対して規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合には、基準価額は予想外に下落する要因となる場合があります。

資金動向または市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。

当ファンドは、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合は、当初定められた信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)する場合があります。

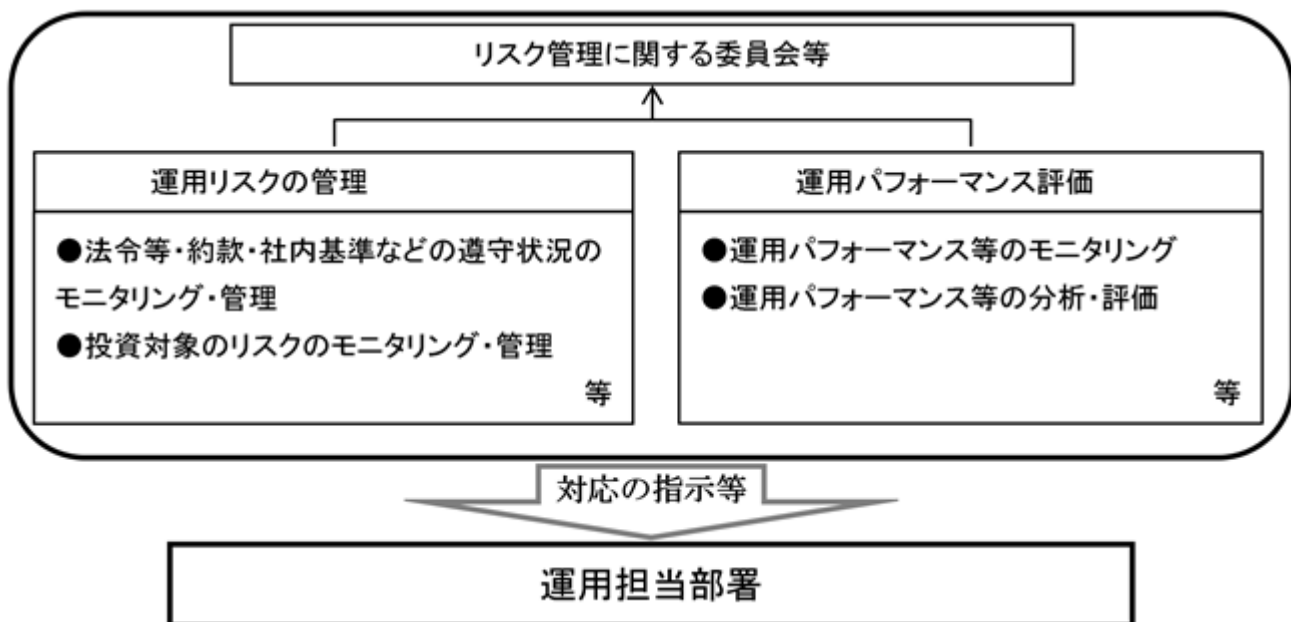
注意事項

- イ．当ファンドは、実質的に公社債など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ．投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ．投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ．投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



リスク管理体制は2020年6月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

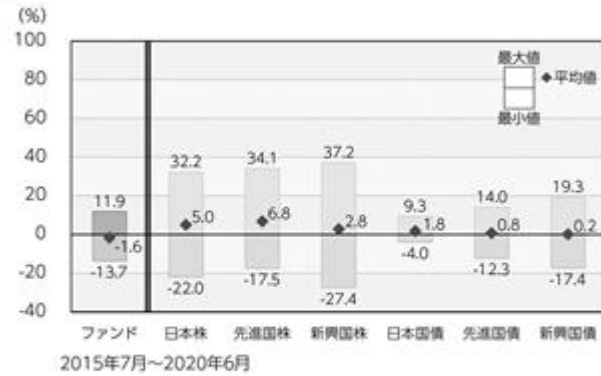
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



- 上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

| | | |
|------|--|---|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(旧東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、旧東京証券取引所が有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース) | 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) | 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債 | 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) | 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース) | 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.1%（税抜1.0%）

信託報酬の配分は、各販売会社の取扱純資産額^{（注）}に応じて、以下の通りとします。

（注）各販売会社の取扱純資産額の算出に当たっては、「DIAM高格付インカム・オープン（1年決算コース）」の取扱純資産額を合算します。

| 信託報酬の配分（税抜） | | | |
|------------------------|--------------------------------------|---|-------------------------------|
| 各販売会社の取扱純資産額 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
| 300億円以下の部分 | 年率0.50% | 年率0.45% | 年率0.05% |
| 300億円超 800億円以下の部分 | 年率0.45% | 年率0.50% | 年率0.05% |
| 800億円超 1,800億円以下の部分 | 年率0.40% | 年率0.55% | 年率0.05% |
| 1,800億円超の部分 | 年率0.35% | 年率0.60% | 年率0.05% |
| 主な役務 | 信託財産の運用、 目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価 | 購入後の情報提供、 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 |

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額とします。

その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
- ・有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ・マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。) および地方税5%) の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税 (配当控除の適用なし) のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益 (譲渡益) については、譲渡所得として、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。) および地方税5%) の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座 (源泉徴収口座) を利用する場合、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。) および地方税5%) の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用 (申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。) を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約 (換金) 時および償還時の差損 (譲渡損) については、確定申告を行うことにより上場株式等 (上場株式、上場投資信託 (ETF)、上場不動産投資信託 (REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等 (公募公社債投資信託を含みます。) など。以下同じ。) の譲渡益ならびに上

場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2020年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動引き落とし投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となりま

す。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

令和2年6月30日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|-----------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 120,751,575,835 | 99.88 |
| 内 日本 | 120,751,575,835 | 99.88 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 148,317,262 | 0.12 |
| 純資産総額 | 120,899,893,097 | 100.00 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド

令和2年6月30日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|-----------------|---------|
| 国債証券 | 82,557,597,641 | 61.84 |
| 内 オーストラリア | 32,497,436,185 | 24.34 |
| 内 カナダ | 29,081,854,163 | 21.78 |
| 内 ノルウェー | 11,509,001,470 | 8.62 |
| 内 ニュージーランド | 9,469,305,823 | 7.09 |
| 地方債証券 | 33,829,359,392 | 25.34 |
| 内 カナダ | 19,167,490,108 | 14.36 |
| 内 オーストラリア | 11,922,864,739 | 8.93 |
| 内 ニュージーランド | 2,739,004,545 | 2.05 |
| 特殊債券 | 15,458,679,424 | 11.58 |
| 内 カナダ | 6,001,748,235 | 4.50 |
| 内 ノルウェー | 5,069,919,417 | 3.80 |
| 内 オーストラリア | 4,387,011,772 | 3.29 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 1,651,813,737 | 1.24 |
| 純資産総額 | 133,497,450,194 | 100.00 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

令和2年6月30日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率 (%) 償還日 | 投資 比率 (%) |
|----|---------------------------------------|-------------------|----------------|---------------------------|---------------------------|------------------|-----------------|
| 1 | D I A M高格付インカム・ オープン・マザーファンド 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 54,075,940,813 | 2.2638 122,421,554,544 | 2.2330 120,751,575,835 | - - | 99.88 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年6月30日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.88 |
| 合計 | 99.88 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

D I A M高格付インカム・オープン・マザーファンド

令和2年6月30日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率 (%) 償還日 | 投資 比率 (%) |
|----|---|-----------|----------------|--------------------------|--------------------------|-------------------|-----------------|
| 1 | AUSTRALIAN 3.25 04/21/29 オーストラリア | 国債証 券 | 11,599,160,000 | 119.55 13,867,007,911 | 120.76 14,007,178,093 | 3.25 2029/4/21 | 10.49 |
| 2 | CANADA 4.0 06/01/41 カナダ | 国債証 券 | 4,255,200,000 | 152.82 6,503,051,952 | 157.85 6,716,833,200 | 4 2041/6/1 | 5.03 |
| 3 | CANADA 5.0 06/01/37 カナダ | 国債証 券 | 3,254,440,000 | 161.06 5,241,796,330 | 165.50 5,386,163,288 | 5 2037/6/1 | 4.03 |
| 4 | AUSTRALIAN 4.75 04/21/27 オーストラリア | 国債証 券 | 4,137,280,000 | 127.25 5,264,997,027 | 127.71 5,284,087,264 | 4.75 2027/4/21 | 3.96 |
| 5 | TREASURY CORP VICTORIA 5.5 12/17/24 オーストラリア | 地方債 証券 | 3,967,356,000 | 121.75 4,830,426,923 | 121.67 4,827,468,465 | 5.5 2024/12/17 | 3.62 |
| 6 | AUSTRALIAN 3.75 04/21/37 オーストラリア | 国債証 券 | 3,324,600,000 | 133.02 4,422,706,736 | 135.70 4,511,547,029 | 3.75 2037/4/21 | 3.38 |
| 7 | QUEBEC PROVINCE 2.75 09/01/27 カナダ | 地方債 証券 | 3,940,000,000 | 110.97 4,372,300,740 | 111.20 4,381,319,400 | 2.75 2027/9/1 | 3.28 |
| 8 | CANADA 5.75 06/01/29 カナダ | 国債証 券 | 2,994,400,000 | 144.54 4,328,225,536 | 145.96 4,370,716,072 | 5.75 2029/6/1 | 3.27 |
| 9 | NEW ZEALAND 2.75 04/15/37 ニュージーランド | 国債証 券 | 3,454,500,000 | 123.45 4,264,666,612 | 123.37 4,262,053,628 | 2.75 2037/4/15 | 3.19 |
| 10 | CANADA 5.75 06/01/33 カナダ | 国債証 券 | 2,434,920,000 | 159.90 3,893,461,429 | 162.42 3,954,943,159 | 5.75 2033/6/1 | 2.96 |

| | | | | | | | |
|----|--|-----------|---------------|-------------------------|-------------------------|---------------------|------|
| 11 | QUEENSLAND TREASURY CORP 1.75 08/21/31 オーストラリア | 特殊債 券 | 3,716,090,120 | 100.30 3,727,369,939 | 102.52 3,809,802,108 | 1.75 2031/8/21 | 2.85 |
| 12 | NEW ZEALAND 4.5 04/15/27 ニュージーランド | 国債証 券 | 2,970,870,000 | 126.03 3,744,438,796 | 125.88 3,739,783,146 | 4.5 2027/4/15 | 2.80 |
| 13 | NORWAY 1.75 09/06/29 ノルウェー | 国債証 券 | 3,286,300,000 | 110.07 3,617,460,451 | 109.99 3,614,699,959 | 1.75 2029/9/6 | 2.71 |
| 14 | CANADA 8.0 06/01/27 カナダ | 国債証 券 | 1,977,880,000 | 150.83 2,983,275,961 | 151.49 2,996,349,748 | 8 2027/6/1 | 2.24 |
| 15 | NORWAY 2.0 05/24/23 ノルウェー | 国債証 券 | 2,562,200,000 | 105.19 2,695,408,778 | 105.15 2,694,404,395 | 2 2023/5/24 | 2.02 |
| 16 | NORWAY 1.5 02/19/26 ノルウェー | 国債証 券 | 2,283,700,000 | 106.15 2,424,147,550 | 106.08 2,422,594,634 | 1.5 2026/2/19 | 1.81 |
| 17 | TREASURY CORP VICTORIA 4.25 12/20/32 オーストラリア | 地方債 証券 | 1,847,000,000 | 128.80 2,379,030,935 | 130.97 2,419,021,810 | 4.25 2032/12/20 | 1.81 |
| 18 | AUSTRALIAN 3.25 06/21/39 オーストラリア | 国債証 券 | 1,847,000,000 | 125.74 2,322,437,378 | 128.54 2,374,179,790 | 3.25 2039/6/21 | 1.78 |
| 19 | QUEBEC PROVINCE 3.0 09/01/23 カナダ | 地方債 証券 | 2,127,600,000 | 107.46 2,286,446,616 | 107.53 2,287,893,384 | 3 2023/9/1 | 1.71 |
| 20 | CANHOU 2.35 06/15/27 カナダ | 特殊債 券 | 1,970,000,000 | 109.19 2,151,141,500 | 110.41 2,175,214,900 | 2.35 2027/6/15 | 1.63 |
| 21 | QUEBEC PROVINCE 3.5 12/01/22 カナダ | 地方債 証券 | 1,970,000,000 | 107.28 2,113,435,700 | 107.18 2,111,544,500 | 3.5 2022/12/1 | 1.58 |
| 22 | CANHOU 1.95 12/15/25 カナダ | 特殊債 券 | 1,970,000,000 | 106.10 2,090,288,200 | 106.63 2,100,650,400 | 1.95 2025/12/15 | 1.57 |
| 23 | AUSTRALIAN 4.25 04/21/26 オーストラリア | 国債証 券 | 1,625,360,000 | 121.43 1,973,726,984 | 121.53 1,975,346,493 | 4.25 2026/4/21 | 1.48 |
| 24 | AUSTRALIAN 2.75 11/21/28 オーストラリア | 国債証 券 | 1,588,420,000 | 114.98 1,826,426,787 | 116.07 1,843,760,738 | 2.75 2028/11/21 | 1.38 |
| 25 | PROVINCE OF QUEBEC 6.25 06/01/32 カナダ | 地方債 証券 | 1,182,000,000 | 149.19 1,763,532,180 | 151.10 1,786,072,920 | 6.25 2032/6/1 | 1.34 |
| 26 | QUEBEC PROVINCE 3.75 09/01/24 カナダ | 地方債 証券 | 1,576,000,000 | 112.01 1,765,387,920 | 112.36 1,770,935,440 | 3.75 2024/9/1 | 1.33 |
| 27 | KOMBNK 1.5 04/19/22 ノルウェー | 特殊債 券 | 1,671,000,000 | 102.14 1,706,792,820 | 101.93 1,703,333,850 | 1.5 2022/4/19 | 1.28 |
| 28 | CANADA 2.75 12/01/64 カナダ | 国債証 券 | 945,600,000 | 154.96 1,465,308,064 | 162.51 1,536,732,384 | 2.75 2064/12/1 | 1.15 |
| 29 | AUSTRALIAN 3.0 03/21/47 オーストラリア | 国債証 券 | 1,182,080,000 | 123.66 1,461,825,851 | 127.35 1,505,412,214 | 3 2047/3/21 | 1.13 |
| 30 | BRITISH COLUMBIA PROVINCE 7.875 11/30/23 カナダ | 地方債 証券 | 1,182,000,000 | 123.78 1,463,090,356 | 123.67 1,461,812,259 | 7.875 2023/11/30 | 1.10 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年6月30日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-------|---------|
| 国債証券 | 61.84 |
| 地方債証券 | 25.34 |
| 特殊債証券 | 11.58 |
| 合計 | 98.76 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

D I A M高格付インカム・オープン・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

D I A M高格付インカム・オープン・マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（令和2年6月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額 (分配落) (百万円) | 純資産総額 (分配付) (百万円) | 1口当たりの 純資産額 (分配落)(円) | 1口当たりの 純資産額 (分配付)(円) |
|--------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第15特定期間末 (平成22年12月6日) | 514,738 | 517,789 | 0.7592 | 0.7637 |
| 第16特定期間末 (平成23年6月6日) | 500,621 | 503,522 | 0.7765 | 0.7810 |
| 第17特定期間末 (平成23年12月5日) | 440,251 | 442,962 | 0.7307 | 0.7352 |
| 第18特定期間末 (平成24年6月5日) | 395,826 | 397,749 | 0.7203 | 0.7238 |
| 第19特定期間末 (平成24年12月5日) | 391,599 | 393,346 | 0.7847 | 0.7882 |
| 第20特定期間末 (平成25年6月5日) | 391,814 | 393,360 | 0.8869 | 0.8904 |
| 第21特定期間末 (平成25年12月5日) | 341,357 | 342,787 | 0.8352 | 0.8387 |
| 第22特定期間末 (平成26年6月5日) | 319,668 | 320,988 | 0.8473 | 0.8508 |
| 第23特定期間末 (平成26年12月5日) | 329,204 | 330,444 | 0.9291 | 0.9326 |
| 第24特定期間末 (平成27年6月5日) | 293,808 | 294,978 | 0.8790 | 0.8825 |
| 第25特定期間末 (平成27年12月7日) | 257,436 | 258,555 | 0.8047 | 0.8082 |
| 第26特定期間末 (平成28年6月6日) | 217,627 | 218,227 | 0.7261 | 0.7281 |
| 第27特定期間末 (平成28年12月5日) | 205,758 | 206,316 | 0.7374 | 0.7394 |
| 第28特定期間末 (平成29年6月5日) | 186,985 | 187,503 | 0.7214 | 0.7234 |
| 第29特定期間末 (平成29年12月5日) | 180,032 | 180,516 | 0.7443 | 0.7463 |
| 第30特定期間末 (平成30年6月5日) | 162,656 | 163,115 | 0.7093 | 0.7113 |
| 第31特定期間末 (平成30年12月5日) | 149,814 | 150,241 | 0.7017 | 0.7037 |
| 第32特定期間末 (令和1年6月5日) | 137,705 | 138,111 | 0.6794 | 0.6814 |
| 第33特定期間末 (令和1年12月5日) | 129,727 | 130,014 | 0.6777 | 0.6792 |
| 第34特定期間末 (令和2年6月5日) | 124,324 | 124,505 | 0.6873 | 0.6883 |
| 令和1年6月末日 | 138,824 | - | 0.6902 | - |
| 7月末日 | 136,960 | - | 0.6865 | - |

| | | | | |
|----------|---------|---|--------|---|
| 8月末日 | 132,864 | - | 0.6700 | - |
| 9月末日 | 132,776 | - | 0.6747 | - |
| 10月末日 | 132,175 | - | 0.6812 | - |
| 11月末日 | 130,511 | - | 0.6803 | - |
| 12月末日 | 130,087 | - | 0.6872 | - |
| 令和2年1月末日 | 127,091 | - | 0.6790 | - |
| 2月末日 | 124,832 | - | 0.6730 | - |
| 3月末日 | 114,535 | - | 0.6251 | - |
| 4月末日 | 117,537 | - | 0.6452 | - |
| 5月末日 | 119,960 | - | 0.6617 | - |
| 6月末日 | 120,899 | - | 0.6775 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たりの分配金(円) |
|---------|--------------|
| 第15特定期間 | 0.0260 |
| 第16特定期間 | 0.0270 |
| 第17特定期間 | 0.0270 |
| 第18特定期間 | 0.0240 |
| 第19特定期間 | 0.0210 |
| 第20特定期間 | 0.0210 |
| 第21特定期間 | 0.0210 |
| 第22特定期間 | 0.0210 |
| 第23特定期間 | 0.0210 |
| 第24特定期間 | 0.0210 |
| 第25特定期間 | 0.0210 |
| 第26特定期間 | 0.0150 |
| 第27特定期間 | 0.0120 |
| 第28特定期間 | 0.0120 |
| 第29特定期間 | 0.0120 |
| 第30特定期間 | 0.0120 |
| 第31特定期間 | 0.0120 |
| 第32特定期間 | 0.0120 |
| 第33特定期間 | 0.0105 |
| 第34特定期間 | 0.0080 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第15特定期間 | 4.8 |
| 第16特定期間 | 5.8 |
| 第17特定期間 | 2.4 |
| 第18特定期間 | 1.9 |
| 第19特定期間 | 11.9 |
| 第20特定期間 | 15.7 |
| 第21特定期間 | 3.5 |
| 第22特定期間 | 4.0 |
| 第23特定期間 | 12.1 |
| 第24特定期間 | 3.1 |
| 第25特定期間 | 6.1 |
| 第26特定期間 | 7.9 |
| 第27特定期間 | 3.2 |
| 第28特定期間 | 0.5 |
| 第29特定期間 | 4.8 |
| 第30特定期間 | 3.1 |
| 第31特定期間 | 0.6 |
| 第32特定期間 | 1.5 |
| 第33特定期間 | 1.3 |
| 第34特定期間 | 2.6 |

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 |
|---------|----------------|----------------|
| 第15特定期間 | 14,001,550,536 | 51,675,654,392 |
| 第16特定期間 | 14,911,574,260 | 48,224,777,008 |
| 第17特定期間 | 15,618,807,178 | 57,759,736,727 |
| 第18特定期間 | 15,511,398,661 | 68,554,905,690 |
| 第19特定期間 | 9,856,940,497 | 60,338,173,695 |
| 第20特定期間 | 11,273,703,132 | 68,505,630,766 |
| 第21特定期間 | 8,292,136,059 | 41,371,866,125 |
| 第22特定期間 | 8,125,002,948 | 39,531,680,956 |
| 第23特定期間 | 9,908,341,015 | 32,883,491,542 |
| 第24特定期間 | 7,897,709,211 | 27,977,229,498 |
| 第25特定期間 | 5,931,120,420 | 20,262,665,096 |
| 第26特定期間 | 3,429,154,491 | 23,608,140,659 |
| 第27特定期間 | 2,133,212,710 | 22,835,837,144 |
| 第28特定期間 | 2,625,019,142 | 22,467,046,974 |
| 第29特定期間 | 2,720,061,964 | 20,013,745,580 |
| 第30特定期間 | 2,953,672,278 | 15,536,756,144 |
| 第31特定期間 | 2,083,496,725 | 17,892,846,437 |
| 第32特定期間 | 2,113,479,072 | 12,928,932,929 |
| 第33特定期間 | 2,044,752,235 | 13,311,455,974 |
| 第34特定期間 | 898,657,514 | 11,439,428,298 |

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

<< 参考情報 >>

データの基準日:2020年6月30日

基準価額・純資産の推移 (2010年6月30日～2020年6月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2003年7月15日)

分配の推移 (税引前)

| | |
|----------|--------|
| 2020年 2月 | 15円 |
| 2020年 3月 | 15円 |
| 2020年 4月 | 15円 |
| 2020年 5月 | 10円 |
| 2020年 6月 | 10円 |
| 直近1年間累計 | 185円 |
| 設定来累計 | 8,935円 |

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|----|--------------------------|-------|
| 1 | DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド | 99.88 |

■DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

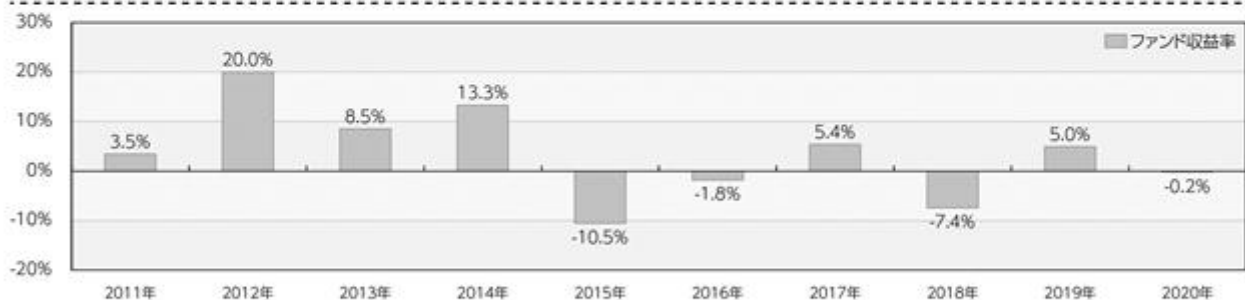
資産の状況

| 資産の種類 | 比率(%) |
|----------------------|--------|
| 国債証券 | 61.84 |
| 内 オーストラリア | 24.34 |
| 内 カナダ | 21.78 |
| 内 ノルウェー | 8.62 |
| 内 ニュージーランド | 7.09 |
| 地方債証券 | 25.34 |
| 内 カナダ | 14.36 |
| 内 オーストラリア | 8.93 |
| 内 ニュージーランド | 2.05 |
| 特殊債券 | 11.58 |
| 内 カナダ | 4.50 |
| 内 ノルウェー | 3.80 |
| 内 オーストラリア | 3.29 |
| コールローン、その他の資産(負債控除後) | 1.24 |
| 合計(純資産総額) | 100.00 |

組入上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 利率(%) | 償還日 | 比率(%) |
|----|-------------------------------------|-------|----------|-------|------------|-------|
| 1 | AUSTRALIAN 3.25 04/21/29 | 国債証券 | オーストラリア | 3.25 | 2029/4/21 | 10.49 |
| 2 | CANADA 4.0 06/01/41 | 国債証券 | カナダ | 4 | 2041/6/1 | 5.03 |
| 3 | CANADA 5.0 06/01/37 | 国債証券 | カナダ | 5 | 2037/6/1 | 4.03 |
| 4 | AUSTRALIAN 4.75 04/21/27 | 国債証券 | オーストラリア | 4.75 | 2027/4/21 | 3.96 |
| 5 | TREASURY CORP VICTORIA 5.5 12/17/24 | 地方債証券 | オーストラリア | 5.5 | 2024/12/17 | 3.62 |
| 6 | AUSTRALIAN 3.75 04/21/37 | 国債証券 | オーストラリア | 3.75 | 2037/4/21 | 3.38 |
| 7 | QUEBEC PROVINCE 2.75 09/01/27 | 地方債証券 | カナダ | 2.75 | 2027/9/1 | 3.28 |
| 8 | CANADA 5.75 06/01/29 | 国債証券 | カナダ | 5.75 | 2029/6/1 | 3.27 |
| 9 | NEW ZEALAND 2.75 04/15/37 | 国債証券 | ニュージーランド | 2.75 | 2037/4/15 | 3.19 |
| 10 | CANADA 5.75 06/01/33 | 国債証券 | カナダ | 5.75 | 2033/6/1 | 2.96 |

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2020年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って分配金再投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。ただし、カナダの銀行の休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたファンドのお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額は、お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

- ・基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されま

す。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

- ・お申込単位は、各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

- ・お申込手数料は、お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

2【換金(解約)手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。
- ・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。
解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額
- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。
- ・解約価額の照会方法等
解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。
当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。
 - ・販売会社へのお問い合わせ
 - ・委託会社への照会
ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>
コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。))を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

| 投資対象 | 評価方法 |
|-----------------|--|
| マザーファンド 受益証券 | 計算日の基準価額 |
| 公社債等 | 計算日 における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額 |
| 外貨建資産の円換算 | 計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値 |
| 外国為替予約の円換算 | 計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値 |

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額(1万口当たり)は、委託会社の毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120 - 104 - 694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は2003年7月15日から無期限です。ただし、下記(5)イ. の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

- a. 計算期間は毎月6日から翌月5日までとすることを原則とします。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ. 償還規定

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契

約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- c. 委託会社は、上記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 委託会社は上記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、上記e.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 上記d.からf.の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ.信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ.信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- k. 上記d.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- c. 委託会社は上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるができる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、上記d.の規定により、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a.からe.の規定に従い信託約款を変更します。
- g. 上記c.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

八．関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <http://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ．運用報告書

- ・ 委託会社は、毎年6月5日、12月5日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <http://www.am-one.co.jp/>)

4【受益者の権利等】

収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(令和1年12月6日から令和2年6月5日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【DIAM高格付インカム・オープン（毎月決算コース）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前期 令和1年12月5日現在 | 当期 令和2年6月5日現在 |
|-----------------|-------------------|------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 726,464 | 20,147 |
| コール・ローン | 257,778,554 | 240,463,901 |
| 親投資信託受益証券 | 129,466,122,427 | 124,074,823,097 |
| 未収入金 | 552,000,000 | 484,000,000 |
| 流動資産合計 | 130,276,627,445 | 124,799,307,145 |
| 資産合計 | 130,276,627,445 | 124,799,307,145 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 287,127,049 | 180,877,262 |
| 未払解約金 | 144,891,333 | 189,837,364 |
| 未払受託者報酬 | 5,863,304 | 5,200,421 |
| 未払委託者報酬 | 111,403,163 | 98,808,465 |
| その他未払費用 | 238,110 | 202,873 |
| 流動負債合計 | 549,522,959 | 474,926,385 |
| 負債合計 | 549,522,959 | 474,926,385 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 191,418,032,826 | 180,877,262,042 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 61,690,928,340 | 56,552,881,282 |
| （分配準備積立金） | 20,640,249 | 191,454,064 |
| 元本等合計 | 129,727,104,486 | 124,324,380,760 |
| 純資産合計 | 129,727,104,486 | 124,324,380,760 |
| 負債純資産合計 | 130,276,627,445 | 124,799,307,145 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | 前期 自 令和1年6月6日 至 令和1年12月5日 | 当期 自 令和1年12月6日 至 令和2年6月5日 |
|---|---------------------------------|---------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 24 | 24 |
| 有価証券売買等損益 | 2,440,902,323 | 3,709,700,670 |
| 営業収益合計 | 2,440,902,347 | 3,709,700,694 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 178,589 | 179,754 |
| 受託者報酬 | 36,437,128 | 33,690,699 |
| 委託者報酬 | 692,306,526 | 640,125,836 |
| その他費用 | 1,473,848 | 1,322,071 |
| 営業費用合計 | 730,396,091 | 675,318,360 |
| 営業利益又は営業損失() | 1,710,506,256 | 3,034,382,334 |
| 経常利益又は経常損失() | 1,710,506,256 | 3,034,382,334 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 1,710,506,256 | 3,034,382,334 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 6,339,174 | 73,156,037 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 64,978,921,968 | 61,690,928,340 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 4,314,535,574 | 3,813,093,011 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 4,314,535,574 | 3,813,093,011 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 661,731,864 | 303,362,150 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 661,731,864 | 303,362,150 |
| 分配金 | 2,068,977,164 | 1,479,222,174 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 61,690,928,340 | 56,552,881,282 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 当期 |
|--------------------|---|
| | 自 令和1年12月6日 至 令和2年6月5日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 前期 | 当期 |
|-----------|---|---|
| | 令和1年12月5日現在 | 令和2年6月5日現在 |
| 1. 期首元本額 | 202,684,736,565円 | 191,418,032,826円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,044,752,235円 | 898,657,514円 |
| 期中一部解約元本額 | 13,311,455,974円 | 11,439,428,298円 |
| 2. 受益権の総数 | 191,418,032,826口 | 180,877,262,042口 |
| 3. 元本の欠損 | 純資産額が元本総額を下回っており、その差額は61,690,928,340円であります。 | 純資産額が元本総額を下回っており、その差額は56,552,881,282円であります。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 前期 | 当期 |
|-------------|--|---|
| | 自 令和1年6月6日 至 令和1年12月5日 | 自 令和1年12月6日 至 令和2年6月5日 |
| 1. 分配金の計算過程 | (自令和1年6月6日 至令和1年7月5日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(357,247,737円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,893,983,192円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は2,251,230,929円(1万口当たり112.09円)であり、うち401,656,648円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 | (自令和1年12月6日 至令和2年1月6日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(300,111,867円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,503,241,324円)及び分配準備積立金(20,371,703円)より分配対象収益は1,823,724,894円(1万口当たり96.43円)であり、うち283,661,797円(1万口当たり15円)を分配金額としております。 |

(自令和1年7月6日 至令和1年8月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(258,909,764円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,835,618,092円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は2,094,527,856円(1万口当たり105.09円)であり、うち398,586,544円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自令和1年8月6日 至令和1年9月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(326,012,345円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,686,041,260円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は2,012,053,605円(1万口当たり101.55円)であり、うち396,235,752円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(自令和1年9月6日 至令和1年10月7日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(252,932,849円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,603,294,661円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,856,227,510円(1万口当たり94.47円)であり、うち294,716,669円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自令和1年10月8日 至令和1年11月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(323,313,019円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,540,056,280円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,863,369,299円(1万口当たり96.16円)であり、うち290,654,502円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自令和2年1月7日 至令和2年2月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(237,271,135円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,486,222,764円)及び分配準備積立金(36,370,332円)より分配対象収益は1,759,864,231円(1万口当たり94.13円)であり、うち280,430,540円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自令和2年2月6日 至令和2年3月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(202,338,577円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,465,347,524円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,667,686,101円(1万口当たり90.06円)であり、うち277,745,285円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自令和2年3月6日 至令和2年4月6日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(198,605,685円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,373,386,174円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,571,991,859円(1万口当たり85.92円)であり、うち274,423,411円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自令和2年4月7日 至令和2年5月7日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(277,722,208円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,291,479,080円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,569,201,288円(1万口当たり86.18円)であり、うち182,083,879円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

| | | |
|--|---|---|
| | <p>(自令和1年11月6日 至令和1年12月5日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(275,530,898円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,521,463,294円)及び分配準備積立金(32,236,400円)より分配対象収益は1,829,230,592円(1万口当たり95.56円)であり、うち287,127,049円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> | <p>(自令和2年5月8日 至令和2年6月5日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(277,385,697円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,283,027,451円)及び分配準備積立金(94,945,629円)より分配対象収益は1,655,358,777円(1万口当たり91.51円)であり、うち180,877,262円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> |
|--|---|---|

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 前期 自 令和1年6月6日 至 令和1年12月5日 | 当期 自 令和1年12月6日 至 令和2年6月5日 |
|--------------------------|---|---------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 | 同左 |

2. 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 前期 令和1年12月5日現在 | 当期 令和2年6月5日現在 |
|----------------------------|---|------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 前期 令和1年12月5日現在 | 当期 令和2年6月5日現在 |
|-----------|-------------------------------|-------------------------------|
| | 最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円) | 最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円) |
| 親投資信託受益証券 | 572,684,731 | 10,405,360,336 |
| 合計 | 572,684,731 | 10,405,360,336 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | 前期 令和1年12月5日現在 | 当期 令和2年6月5日現在 |
|---------------------------|---------------------|---------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.6777円 (6,777円) | 0.6873円 (6,873円) |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年6月5日現在

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 (円) | 評価額 (円) | 備考 |
|-----------|-----------------------------|----------------|-----------------|----|
| 親投資信託受益証券 | D I A M高格付インカム・オープン・マザーファンド | 54,805,787,843 | 124,074,823,097 | |
| 親投資信託受益証券 | 合計 | 54,805,787,843 | 124,074,823,097 | |
| 合計 | | | 124,074,823,097 | |

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「D I A M高格付インカム・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

D I A M高格付インカム・オープン・マザーファンド
貸借対照表

(単位:円)

令和2年6月5日現在

| | |
|-------------|-----------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 968,127,852 |
| コール・ローン | 978,904,091 |
| 国債証券 | 86,915,512,990 |
| 地方債証券 | 32,486,994,573 |
| 特殊債券 | 15,749,694,646 |
| 派生商品評価勘定 | 468,000 |
| 未収利息 | 649,652,796 |
| 前払費用 | 64,397,576 |
| 流動資産合計 | 137,813,752,524 |
| 資産合計 | 137,813,752,524 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 561,030,000 |
| 流動負債合計 | 561,030,000 |
| 負債合計 | 561,030,000 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 60,626,853,456 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 76,625,869,068 |
| 元本等合計 | 137,252,722,524 |
| 純資産合計 | 137,252,722,524 |
| 負債純資産合計 | 137,813,752,524 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 令和1年12月6日 至 令和2年6月5日 |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券、地方債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 令和2年6月5日現在 |
|---|-----------------|
| 1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 65,238,418,519円 |
| 同期中追加設定元本額 | 425,719,432円 |
| 同期中一部解約元本額 | 5,037,284,495円 |
| 元本の内訳 | |
| ファンド名 | |
| D I A M高格付インカム・オープン（毎月決算コース） | 54,805,787,843円 |
| D I A M高格付インカム・オープン< D C年金> | 1,133,815,823円 |
| D I A M高格付インカム・オープン（1年決算コース） | 683,421,838円 |
| 自然環境保護ファンド | 375,197,725円 |
| D I A M世界インカム・オープン（毎月決算コース） | 858,173,005円 |
| D I A M世界3資産オープン（毎月決算型） | 283,793,166円 |
| D I A M高格付インカム私募オープン（3ヵ月決算コース）（適格機関投資家向け） | 2,155,664,588円 |
| D I A M世界アセットバランスファンド40VA（適格機関投資家限定） | 40,995,652円 |
| D I A M世界アセットバランスファンド25VA（適格機関投資家限定） | 290,003,816円 |
| 計 | 60,626,853,456円 |
| 2. 受益権の総数 | 60,626,853,456口 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 自 令和1年12月6日 至 令和2年6月5日 |
|--------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 |

2. 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 令和2年6月5日現在 |
|----------------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 令和2年6月5日現在 |
|-------|---------------------------|
| | 当期の 損益に含まれた 評価差額(円) |
| 国債証券 | 2,370,520,355 |
| 地方債証券 | 293,460,674 |
| 特殊債券 | 137,235,904 |
| 合計 | 2,801,216,933 |

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(令和1年6月6日から令和2年6月5日まで)に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

| 種類 | 令和2年6月5日現在 | | | |
|---|-------------|-----------|-------------|---------|
| | 契約額等（円） | うち 1年超 | 時価（円） | 評価損益（円） |
| | | | | |
| 市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 オーストラリア・ドル | 340,893,000 | - | 340,425,000 | 468,000 |
| | 340,893,000 | - | 340,425,000 | 468,000 |
| 合計 | 340,893,000 | - | 340,425,000 | 468,000 |

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

| | 令和2年6月5日現在 |
|---------------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 2.2639円 (22,639円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

令和2年6月5日現在

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|------------|--------------------------|-----------------|-----------------|----|
| 国債証券 | オーストラリア・ドル | AUSTRALIAN 2.75 11/21/28 | 21,500,000.000 | 24,721,532.050 | |
| | | AUSTRALIAN 2.75 11/21/29 | 11,500,000.000 | 13,262,950.000 | |
| | | AUSTRALIAN 3.0 03/21/47 | 16,000,000.000 | 19,786,489.600 | |
| | | AUSTRALIAN 3.25 04/21/29 | 167,000,000.000 | 199,651,689.700 | |
| | | AUSTRALIAN 3.25 06/21/39 | 25,000,000.000 | 31,435,265.000 | |
| | | AUSTRALIAN 3.75 04/21/37 | 45,000,000.000 | 59,863,383.000 | |
| | | AUSTRALIAN 4.25 04/21/26 | 22,000,000.000 | 26,715,308.400 | |

| | | | | | |
|----------------|------------------------------|--|---------------------------------------|----------------|--|
| | AUSTRALIAN 4.75 04/21/27 | 56,000,000.000 | 71,264,172.000 | | |
| オーストラリア・ドル 小計 | | 364,000,000.000 (27,540,240,000) | 446,700,789.750 (33,797,381,752) | | |
| カナダ・ドル | CANADA 8.0 06/01/27 | 25,100,000.000 | 37,858,832.000 | | |
| | CANADA 2.0 06/01/28 | 10,000,000.000 | 11,087,900.000 | | |
| | CANADA 2.25 03/01/24 | 16,000,000.000 | 17,108,800.000 | | |
| | CANADA 2.25 06/01/25 | 1,000,000.000 | 1,087,740.000 | | |
| | CANADA 2.75 06/01/22 | 1,000,000.000 | 1,048,550.000 | | |
| | CANADA 2.75 12/01/48 | 10,000,000.000 | 13,580,600.000 | | |
| | CANADA 2.75 12/01/64 | 8,000,000.000 | 12,076,480.000 | | |
| | CANADA 3.5 12/01/45 | 4,000,000.000 | 5,975,440.000 | | |
| | CANADA 4.0 06/01/41 | 75,000,000.000 | 114,619,500.000 | | |
| | CANADA 5.0 06/01/37 | 41,300,000.000 | 66,520,258.000 | | |
| | CANADA 5.75 06/01/29 | 38,000,000.000 | 54,926,720.000 | | |
| | CANADA 5.75 06/01/33 | 30,900,000.000 | 49,409,409.000 | | |
| | CANADA 8.0 06/01/23 | 1,000,000.000 | 1,228,080.000 | | |
| カナダ・ドル 小計 | | 261,300,000.000 (21,102,588,000) | 386,528,309.000 (31,216,026,235) | | |
| ニュージーランド・ドル | NEW ZEALAND 2.75 04/15/37 | 50,000,000.000 | 61,726,250.000 | | |
| | NEW ZEALAND 3.5 04/14/33 | 10,000,000.000 | 12,963,223.000 | | |
| | NEW ZEALAND 4.5 04/15/27 | 43,000,000.000 | 54,196,537.800 | | |
| | NEW ZEALAND 5.5 04/15/23 | 9,200,000.000 | 10,566,925.880 | | |
| ニュージーランド・ドル 小計 | | 112,200,000.000 (7,910,100,000) | 139,452,936.680 (9,831,432,036) | | |
| ノルウェー・クローネ | NORWAY 1.5 02/19/26 | 205,000,000.000 | 217,607,500.000 | | |
| | NORWAY 1.75 03/13/25 | 80,000,000.000 | 85,342,128.000 | | |
| | NORWAY 1.75 09/06/29 | 295,000,000.000 | 324,727,150.000 | | |
| | NORWAY 2.0 04/26/28 | 5,000,000.000 | 5,548,000.000 | | |
| | NORWAY 2.0 05/24/23 | 260,000,000.000 | 273,517,400.000 | | |
| | NORWAY 3.0 03/14/24 | 115,000,000.000 | 126,705,850.000 | | |
| ノルウェー・クローネ 小計 | | 960,000,000.000 (11,212,800,000) | 1,033,448,028.000 (12,070,672,967) | | |
| 国債証券 合計 | | 67,765,728,000 (67,765,728,000) | 86,915,512,990 (86,915,512,990) | | |
| 地方債証券 | オーストラリア・ドル | BRITISH COLUMBIA PROVINCE 4.25 11/27/24 | 10,000,000.000 | 11,376,000.000 | |
| | | NEW S WALES 6.0 03/01/22 | 6,500,000.000 | 7,127,404.700 | |
| | | NEW S WALES TREASURY CRP 2.0 03/08/33 | 15,000,000.000 | 15,198,744.000 | |
| | | NEW S WALES TREASURY CRP 4.0 04/20/23 | 3,500,000.000 | 3,851,519.700 | |
| | | PROVINCE OF QUEBEC 3.7 05/20/26 | 1,000,000.000 | 1,139,868.400 | |
| | | QUEENSLAND 2.75 08/20/27 | 17,300,000.000 | 19,277,090.710 | |
| | | QUEENSLAND TREASURY CORP 3.25 08/21/29 | 6,000,000.000 | 6,938,922.000 | |
| | | SOUTH AUST GOVT FIN AUTH 1.75 05/24/32 | 6,500,000.000 | 6,436,206.200 | |

| | | | | | |
|----------|----------------|---|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| | | TREASURY CORP VICTORIA 1.5 11/20/30 | 7,500,000.000 | 7,475,237.850 | |
| | | TREASURY CORP VICTORIA 4.25 12/20/32 | 25,000,000.000 | 32,201,285.000 | |
| | | TREASURY CORP VICTORIA 5.5 12/17/24 | 53,700,000.000 | 65,382,064.470 | |
| | オーストラリア・ドル 小計 | | 152,000,000.000 (11,500,320,000) | 176,404,343.030 (13,346,752,594) | |
| | カナダ・ドル | BRITISH COLUMBIA PROVINCE 2.95 12/18/28 | 10,000,000.000 | 11,282,700.000 | |
| | | BRITISH COLUMBIA PROVINCE 3.25 12/18/21 | 25,000,000.000 | 26,071,250.000 | |
| | | BRITISH COLUMBIA PROVINCE 7.875 11/30/23 | 15,000,000.000 | 18,567,136.500 | |
| | | BRITISH COLUMBIA PROVINCE 9.95 05/15/21 | 15,000,000.000 | 16,353,900.000 | |
| | | PROVINCE OF QUEBEC 6.25 06/01/32 | 15,000,000.000 | 22,379,850.000 | |
| | | QUEBEC PROVINCE 2.75 09/01/25 | 12,000,000.000 | 13,001,400.000 | |
| | | QUEBEC PROVINCE 2.75 09/01/27 | 15,000,000.000 | 16,551,300.000 | |
| | | QUEBEC PROVINCE 3.0 09/01/23 | 27,000,000.000 | 29,015,820.000 | |
| | | QUEBEC PROVINCE 3.5 12/01/22 | 25,000,000.000 | 26,820,250.000 | |
| | | QUEBEC PROVINCE 3.75 09/01/24 | 20,000,000.000 | 22,403,400.000 | |
| | カナダ・ドル 小計 | | 179,000,000.000 (14,456,040,000) | 202,447,006.500 (16,349,620,245) | |
| | ニュージーランド・ドル | NZ LOCAL GOVT FUND AGENC 1.5 04/20/29 | 10,000,000.000 | 10,184,636.000 | |
| | | NZ LOCAL GOVT FUND AGENC 2.75 04/15/25 | 10,000,000.000 | 10,950,238.000 | |
| | | NZ LOCAL GOVT FUND AGENC 4.5 04/15/27 | 15,000,000.000 | 18,448,413.000 | |
| | ニュージーランド・ドル 小計 | | 35,000,000.000 (2,467,500,000) | 39,583,287.000 (2,790,621,734) | |
| 地方債証券 合計 | | | 28,423,860,000 (28,423,860,000) | 32,486,994,573 (32,486,994,573) | |
| 特殊債券 | オーストラリア・ドル | EXPORT DEVELOPMNT CANADA 2.8 05/31/23 | 10,000,000.000 | 10,623,368.000 | |
| | | KOMBNK 4.5 04/17/23 | 12,000,000.000 | 13,289,994.000 | |
| | | KOMMUNALBANKEN AS 4.5 07/18/22 | 7,000,000.000 | 7,566,042.400 | |
| | | KOMMUNALBANKEN AS 5.25 07/15/24 | 10,000,000.000 | 11,747,100.000 | |
| | | QUEENSLAND TREASURY CORP 1.75 07/20/34 | 8,000,000.000 | 7,729,600.000 | |

| | | | | |
|----------------|---|------------------------------------|--------------------------------------|--|
| | QUEENSLAND TREASURY CORP 1.75 08/21/31 | 50,299,000.000 | 50,451,677.580 | |
| オーストラリア・ドル 小計 | | 97,299,000.000 (7,361,642,340) | 101,407,781.980 (7,672,512,785) | |
| カナダ・ドル | CANADA HOUSING TRUST 3.15 09/15/23 | 11,000,000.000 | 11,918,940.000 | |
| | CANHOU 1.95 12/15/25 | 25,000,000.000 | 26,526,500.000 | |
| | CANHOU 2.35 06/15/27 | 25,000,000.000 | 27,298,750.000 | |
| カナダ・ドル 小計 | | 61,000,000.000 (4,926,360,000) | 65,744,190.000 (5,309,500,784) | |
| ニュージーランド・ドル | KOMBNK 4.0 08/20/25 | 12,000,000.000 | 13,874,514.000 | |
| ニュージーランド・ドル 小計 | | 12,000,000.000 (846,000,000) | 13,874,514.000 (978,153,237) | |
| ノルウェー・クローネ | KOMBNK 1.5 04/19/22 | 150,000,000.000 | 153,213,000.000 | |
| ノルウェー・クローネ 小計 | | 150,000,000.000 (1,752,000,000) | 153,213,000.000 (1,789,527,840) | |
| 特殊債券 合計 | | 14,886,002,340 (14,886,002,340) | 15,749,694,646 (15,749,694,646) | |
| 合計 | | | 135,152,202,209 (135,152,202,209) | |

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券 時価比率 (%) | 有価証券の合計金額に 対する比率 (%) |
|-------------|------------|---------------------|----------------------------|
| オーストラリア・ドル | 国債証券 8銘柄 | 24.62 | 40.56 |
| | 地方債証券 11銘柄 | 9.72 | |
| | 特殊債券 6銘柄 | 5.59 | |
| カナダ・ドル | 国債証券 13銘柄 | 22.74 | 39.12 |
| | 地方債証券 10銘柄 | 11.91 | |
| | 特殊債券 3銘柄 | 3.87 | |
| ニュージーランド・ドル | 国債証券 4銘柄 | 7.16 | 10.06 |
| | 地方債証券 3銘柄 | 2.03 | |
| | 特殊債券 1銘柄 | 0.71 | |
| ノルウェー・クローネ | 国債証券 6銘柄 | 8.79 | 10.26 |
| | 特殊債券 1銘柄 | 1.30 | |

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

令和2年6月30日現在

| | |
|----------------|------------------|
| 資産総額 | 121,148,848,576円 |
| 負債総額 | 248,955,479円 |
| 純資産総額(-) | 120,899,893,097円 |
| 発行済数量 | 178,453,703,471口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.6775円 |

(参考)

DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド

令和2年6月30日現在

| | |
|----------------|------------------|
| 資産総額 | 133,664,174,194円 |
| 負債総額 | 166,724,000円 |
| 純資産総額(-) | 133,497,450,194円 |
| 発行済数量 | 59,782,892,762口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 2.2330円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2020年6月30日現在）

| | |
|------------|--|
| 資本金の額 | 20億円 |
| 発行する株式総数 | 100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株) |
| 発行済株式総数 | 40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株) |
| 種類株式の発行が可能 | |

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2020年6月30日現在）

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1.投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2020年6月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

| 基本的性格 | 本数 | 純資産総額（単位：円） |
|------------|-------|--------------------|
| 追加型公社債投資信託 | 26 | 1,323,999,246,050 |
| 追加型株式投資信託 | 858 | 13,221,868,526,595 |
| 単位型公社債投資信託 | 36 | 92,360,845,213 |
| 単位型株式投資信託 | 186 | 1,190,816,034,444 |
| 合計 | 1,106 | 15,829,044,652,302 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第35期事業年度(自2019年4月1日至2020年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第34期 (2019年3月31日現在) | 第35期 (2020年3月31日現在) |
|-------------|------------------------|------------------------|
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 41,087,475 | 32,932,013 |
| 金銭の信託 | 18,773,228 | 28,548,165 |
| 有価証券 | 153,518 | 996 |
| 未収委託者報酬 | 12,438,085 | 11,487,393 |
| 未収運用受託報酬 | 3,295,109 | 4,674,225 |
| 未収投資助言報酬 | 327,064 | 331,543 |
| 未収収益 | 56,925 | 11,674 |
| 前払費用 | 573,874 | 480,129 |
| その他 | 491,914 | 2,815,351 |
| 流動資産計 | 77,197,195 | 81,281,494 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1,461,316 | 1,278,455 |
| 1 建物 | 1,096,916 | 1,006,793 |
| 器具備品 | 1 364,399 | 1 270,768 |
| 建設仮勘定 | - | 894 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 2,411,540 | 3,524,781 |
| ソフトウェア仮勘定 | 885,545 | 3,299,065 |
| 1,522,040 | 221,784 | |
| 電話加入権 | 3,931 | 3,931 |
| 電信電話専用施設利用権 | 23 | - |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 9,269,808 | 9,482,127 |
| 関係会社株式 | 1,611,931 | 261,361 |
| 4,499,196 | 5,299,196 | |
| 長期差入保証金 | 1,312,328 | 1,302,402 |
| 繰延税金資産 | 1,748,459 | 2,508,004 |
| その他 | 97,892 | 111,162 |
| 固定資産計 | 13,142,665 | 14,285,364 |
| 資産合計 | 90,339,861 | 95,566,859 |

(単位:千円)

| | 第34期 (2019年3月31日現在) | 第35期 (2020年3月31日現在) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 2,183,889 | 3,702,906 |
| 未払金 | 5,697,942 | 4,803,140 |
| 未払収益分配金 | 1,053 | 966 |
| 未払償還金 | 48,968 | 9,999 |
| 未払手数料 | 4,883,723 | 4,582,140 |
| その他未払金 | 764,196 | 210,034 |
| 未払費用 | 6,724,986 | 6,673,320 |
| 未払法人税等 | 3,341,238 | 4,090,268 |
| 未払消費税等 | 576,632 | 1,338,183 |
| 賞与引当金 | 1,344,466 | 1,373,328 |
| 役員賞与引当金 | 48,609 | 65,290 |
| 流動負債計 | 19,917,766 | 22,046,438 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 1,895,158 | 2,118,947 |
| 時効後支払損引当金 | 177,851 | 174,139 |
| 固定負債計 | 2,073,009 | 2,293,087 |
| 負債合計 | 21,990,776 | 24,339,526 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | 19,552,957 | 19,552,957 |
| 資本準備金 | 2,428,478 | 2,428,478 |
| その他資本剰余金 | 17,124,479 | 17,124,479 |
| 利益剰余金 | 45,949,372 | 49,674,383 |
| 利益準備金 | 123,293 | 123,293 |
| その他利益剰余金 | 45,826,079 | 49,551,090 |
| 別途積立金 | 31,680,000 | 31,680,000 |
| 繰越利益剰余金 | 14,146,079 | 17,871,090 |
| 株主資本計 | 67,502,329 | 71,227,341 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 846,755 | 7 |
| 評価・換算差額等計 | 846,755 | 7 |
| 純資産合計 | 68,349,085 | 71,227,333 |
| 負債・純資産合計 | 90,339,861 | 95,566,859 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | | 第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | |
|------------|---------------------------------------|-------------|---------------------------------------|-------------|
| | 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | 84,812,585 | | 84,426,075 | |
| 運用受託報酬 | 16,483,356 | | 16,912,305 | |
| 投資助言報酬 | 1,235,553 | | 1,208,954 | |
| その他営業収益 | 113,622 | | 68,156 | |
| 営業収益計 | | 102,645,117 | | 102,615,492 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | 36,100,556 | | 34,980,736 | |
| 広告宣伝費 | 387,028 | | 340,791 | |
| 公告費 | 375 | | 375 | |
| 調査費 | 24,389,003 | | 25,132,268 | |
| 調査費 | 9,956,757 | | 10,586,542 | |
| 委託調査費 | 14,432,246 | | 14,545,725 | |
| 委託計算費 | 936,075 | | 698,723 | |
| 営業雑経費 | 1,254,114 | | 990,002 | |
| 通信費 | 47,007 | | 44,209 | |
| 印刷費 | 978,185 | | 738,330 | |
| 協会費 | 63,558 | | 71,386 | |
| 諸会費 | 22,877 | | 22,790 | |
| 支払販売手数料 | 142,485 | | 113,286 | |
| 営業費用計 | | 63,067,153 | | 62,142,897 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | 10,859,354 | | 10,817,861 | |
| 役員報酬 | 189,198 | | 174,795 | |
| 給料・手当 | 9,098,957 | | 9,087,800 | |
| 賞与 | 1,571,197 | | 1,555,264 | |
| 交際費 | 60,115 | | 40,436 | |
| 寄付金 | 7,255 | | 8,906 | |
| 旅費交通費 | 361,479 | | 320,037 | |
| 租税公課 | 588,172 | | 651,265 | |
| 不動産賃借料 | 1,511,876 | | 1,479,503 | |
| 退職給付費用 | 521,184 | | 505,189 | |
| 固定資産減価償却費 | 590,667 | | 882,526 | |
| 福利厚生費 | 45,292 | | 44,352 | |
| 修繕費 | 16,247 | | 1,843 | |
| 賞与引当金繰入額 | 1,344,466 | | 1,373,328 | |
| 役員賞与引当金繰入額 | 48,609 | | 65,290 | |
| 機器リース料 | 130 | | 233 | |
| 事務委託費 | 3,302,806 | | 3,625,424 | |
| 事務用消耗品費 | 131,074 | | 104,627 | |
| 器具備品費 | 8,112 | | 1,620 | |
| 諸経費 | 188,367 | | 197,094 | |
| 一般管理費計 | | 19,585,212 | | 20,119,543 |
| 営業利益 | | 19,992,752 | | 20,353,050 |

(単位:千円)

| | 第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | | 第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | |
|--------------|---------------------------------------|------------|---------------------------------------|------------|
| | | | | |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | 1,749 | | 4,440 | |
| 受取配当金 | 73,517 | | 11,185 | |
| 時効成立分配金・償還金 | 8,582 | | 49,164 | |
| 投資信託償還益 | - | | 5,528 | |
| 受取負担金 | 177,066 | | 297,886 | |
| 雑収入 | 24,919 | | 7,394 | |
| 時効後支払損引当金戻入額 | 19,797 | | 3,473 | |
| 営業外収益計 | | 305,633 | | 379,073 |
| 営業外費用 | | | | |
| 為替差損 | 17,542 | | 19,750 | |
| 投資信託償還損 | - | | 1 | |
| 金銭の信託運用損 | 175,164 | | 169,505 | |
| システム解約料 | - | | 31,680 | |
| 雑損失 | 5,659 | | 104 | |
| 営業外費用計 | | 198,365 | | 221,042 |
| 経常利益 | | 20,100,019 | | 20,511,082 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | 353,644 | | 1,169,758 | |
| 特別利益計 | | 353,644 | | 1,169,758 |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産除却損 | 1 19,121 | | 1 16,085 | |
| 特別損失計 | | 19,121 | | 16,085 |
| 税引前当期純利益 | | 20,434,543 | | 21,664,754 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 6,386,793 | | 7,045,579 |
| 法人税等調整額 | | 71,767 | | 385,835 |
| 法人税等合計 | | 6,315,026 | | 6,659,743 |
| 当期純利益 | | 14,119,516 | | 15,005,011 |

(3)【株主資本等変動計算書】

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|------------|-------------|---------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | | 別途 積立金 | 研究開発 積立金 | 運用責任準備 積立金 | 繰越利益 剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 17,124,479 | 19,552,957 | 123,293 | 24,580,000 | 300,000 | 200,000 | 19,146,562 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | 12,520,000 |
| 当期純利益 | | | | | | | | | 14,119,516 |
| 別途積立金の積立 | | | | | | 7,100,000 | | | |
| 研究開発積立金の取崩 | | | | | | | 300,000 | | |
| 運用責任準備積立金の取崩 | | | | | | | | 200,000 | |
| 繰越利益剰余金の取崩 | | | | | | | | | 6,600,000 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 7,100,000 | 300,000 | 200,000 | 5,000,483 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 17,124,479 | 19,552,957 | 123,293 | 31,680,000 | - | - | 14,146,079 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 |
|---------------------|-------------|------------|----------------------|----------------|------------|
| | 利益剰余金 | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 44,349,855 | 65,902,812 | 795,002 | 795,002 | 66,697,815 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | 12,520,000 | 12,520,000 | | | 12,520,000 |
| 当期純利益 | 14,119,516 | 14,119,516 | | | 14,119,516 |
| 別途積立金の積立 | 7,100,000 | 7,100,000 | | | 7,100,000 |
| 研究開発積立金の取崩 | 300,000 | 300,000 | | | 300,000 |
| 運用責任準備積立金の取崩 | 200,000 | 200,000 | | | 200,000 |
| 繰越利益剰余金の取崩 | 6,600,000 | 6,600,000 | | | 6,600,000 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | - | 51,753 | 51,753 |
| 当期変動額合計 | 1,599,516 | 1,599,516 | 51,753 | 51,753 | 1,651,270 |
| 当期末残高 | 45,949,372 | 67,502,329 | 846,755 | 846,755 | 68,349,085 |

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|---------|------------|-------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 17,124,479 | 19,552,957 | 123,293 | 31,680,000 | 14,146,079 | 45,949,372 | 67,502,329 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 11,280,000 | 11,280,000 | 11,280,000 |
| 当期純利益 | | | | | | | 15,005,011 | 15,005,011 | 15,005,011 |
| 株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額) | | | | | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 3,725,011 | 3,725,011 | 3,725,011 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 17,124,479 | 19,552,957 | 123,293 | 31,680,000 | 17,871,090 | 49,674,383 | 71,227,341 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|------------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 846,755 | 846,755 | 68,349,085 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 11,280,000 |
| 当期純利益 | | | 15,005,011 |
| 株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額) | 846,763 | 846,763 | 846,763 |
| 当期変動額合計 | 846,763 | 846,763 | 2,878,247 |
| 当期末残高 | 7 | 7 | 71,227,333 |

重要な会計方針

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p> |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> |
| 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 5. 引当金の計上基準 | <p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> |
| 6. 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。 |

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

| | 第34期 (2019年3月31日現在) | 第35期 (2020年3月31日現在) |
|------|------------------------|------------------------|
| 建物 | 229,897 | 320,020 |
| 器具備品 | 927,688 | 949,984 |

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

(千円)

| | 第34期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日) | 第35期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日) |
|--------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 建物 | 1,550 | - |
| 器具備品 | 439 | 9,609 |
| ソフトウエア | 17,130 | 6,475 |

(株主資本等変動計算書関係)

第34期(自2018年4月1日至2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 24,490 | - | - | 24,490 |
| A種種類株式 | 15,510 | - | - | 15,510 |
| 合計 | 40,000 | - | - | 40,000 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総 額(千円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|------------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2018年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 12,520,000 | 313,000 | 2018年3月31日 | 2018年6月21日 |
| | A種種類 株式 | | | | |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金の総 額(千円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|------------|-----------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2019年6月20日 定時株主総会 | 普通 株式 | 利益 剰余金 | 11,280,000 | 282,000 | 2019年3月31日 | 2019年6月21日 |
| | A種種 類株式 | | | | | |

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 24,490 | - | - | 24,490 |
| A種種類株式 | 15,510 | - | - | 15,510 |
| 合計 | 40,000 | - | - | 40,000 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総 額(千円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|------------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2019年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 11,280,000 | 282,000 | 2019年3月31日 | 2019年6月21日 |
| | A種種類 株式 | | | | |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2020年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

| 決議 | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金の総 額(千円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|------------|-----------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2020年6月17日 定時株主総会 | 普通 株式 | 利益 剰余金 | 12,000,000 | 300,000 | 2020年3月31日 | 2020年6月18日 |
| | A種種 類株式 | | | | | |

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定してあります。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されてあります。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されてあります。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)参照)。

第34期(2019年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金 | 41,087,475 | 41,087,475 | - |
| (2) 金銭の信託 | 18,773,228 | 18,773,228 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 12,438,085 | 12,438,085 | - |
| (4) 未収運用受託報酬 | 3,295,109 | 3,295,109 | - |
| (5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 | 1,488,684 | 1,488,684 | - |
| 資産計 | 77,082,582 | 77,082,582 | - |
| (1) 未払手数料 | 4,883,723 | 4,883,723 | - |
| 負債計 | 4,883,723 | 4,883,723 | - |

第35期(2020年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金 | 32,932,013 | 32,932,013 | - |
| (2) 金銭の信託 | 28,548,165 | 28,548,165 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 11,487,393 | 11,487,393 | - |
| (4) 未収運用受託報酬 | 4,674,225 | 4,674,225 | - |
| (5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 | 2,988 | 2,988 | - |
| 資産計 | 77,644,787 | 77,644,787 | - |
| (1) 未払手数料 | 4,582,140 | 4,582,140 | - |
| 負債計 | 4,582,140 | 4,582,140 | - |

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

| 区分 | 第34期 (2019年3月31日現在) | 第35期 (2020年3月31日現在) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 非上場株式 | 276,764 | 259,369 |
| 関係会社株式 | 4,499,196 | 5,299,196 |

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(2019年3月31日現在)

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----------------------------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| (1) 現金・預金 | 41,087,475 | - | - | - |
| (2) 金銭の信託 | 18,773,228 | - | - | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 12,438,085 | - | - | - |
| (4) 未収運用受託報酬 | 3,295,109 | - | - | - |
| (5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託) | 153,518 | 1,995 | 996 | - |

第35期(2020年3月31日現在)

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----------------------------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| (1) 現金・預金 | 32,932,013 | - | - | - |
| (2) 金銭の信託 | 28,548,165 | - | - | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 11,487,393 | - | - | - |
| (4) 未収運用受託報酬 | 4,674,225 | - | - | - |
| (5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託) | 996 | 994 | 997 | - |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円、第35期の貸借対照表計上額5,299,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

2. その他有価証券

第34期(2019年3月31日現在)

(千円)

| 区分 | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|------------------------|---------|-----------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 1,326,372 | 111,223 | 1,215,148 |
| 投資信託 | 158,321 | 153,000 | 5,321 |
| 小計 | 1,484,694 | 264,223 | 1,220,470 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | 3,990 | 4,000 | 9 |
| 小計 | 3,990 | 4,000 | 9 |
| 合計 | 1,488,684 | 268,223 | 1,220,460 |

(注)非上場株式(貸借対照表計上額276,764千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第35期(2020年3月31日現在)

(千円)

| 区分 | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|------------------------|-------|----|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | - | - | - |
| 小計 | | | |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | 2,988 | 3,000 | 11 |
| 小計 | 2,988 | 3,000 | 11 |
| 合計 | 2,988 | 3,000 | 11 |

(注)非上場株式(貸借対照表計上額259,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

| 区分 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|------|-------------|-----------------|-----------------|
| 株式 | 394,222 | 353,644 | - |
| 投資信託 | - | - | - |

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

| 区分 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|------|-------------|-----------------|-----------------|
| 株式 | 1,298,377 | 1,169,758 | - |
| 投資信託 | 159,526 | 5,528 | 1 |

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

| | 第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日) | 第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,154,607 | 2,289,044 |
| 勤務費用 | 300,245 | 302,546 |
| 利息費用 | 1,918 | 2,087 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 10,147 | 18,448 |
| 退職給付の支払額 | 158,018 | 187,749 |
| その他 | 438 | 1,476 |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,289,044 | 2,422,901 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

| | 第34期 (2019年3月31日現在) | 第35期 (2020年3月31日現在) |
|---------------------|------------------------|------------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,289,044 | 2,422,901 |
| 未積立退職給付債務 | 2,289,044 | 2,422,901 |
| 未認識数理計算上の差異 | 150,568 | 130,155 |
| 未認識過去勤務費用 | 243,317 | 173,798 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,895,158 | 2,118,947 |
| 退職給付引当金 | 1,895,158 | 2,118,947 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,895,158 | 2,118,947 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

| | 第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日) | 第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 勤務費用 | 300,245 | 302,546 |
| 利息費用 | 1,918 | 2,087 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 43,920 | 38,861 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 69,519 | 69,519 |
| その他 | 3,640 | 11,303 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 411,963 | 401,711 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第34期 (2019年3月31日現在) | 第35期 (2020年3月31日現在) |
|-------|------------------------|------------------------|
| 割引率 | 0.09% | 0.09% |
| 予想昇給率 | 1.00% ~ 4.42% | 1.00% ~ 4.42% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104,720千円、当事業年度103,477千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第34期 | 第35期 |
|-----------------|----------------|----------------|
| | (2019年3月31日現在) | (2020年3月31日現在) |
| | (千円) | (千円) |
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 173,805 | 221,053 |
| 未払事業所税 | 10,915 | 10,778 |
| 賞与引当金 | 411,675 | 420,513 |
| 未払法定福利費 | 80,253 | 78,439 |
| 未払給与 | 7,961 | 10,410 |
| 受取負担金 | 138,994 | 47,781 |
| 運用受託報酬 | 102,490 | 331,395 |
| 資産除去債務 | 10,152 | 14,116 |
| 減価償却超過額(一括償却資産) | 4,569 | 50,942 |
| 減価償却超過額 | 125,839 | 82,684 |
| 繰延資産償却超過額(税法上) | 135,542 | 323,132 |
| 退職給付引当金 | 580,297 | 648,821 |
| 時効後支払損引当金 | 54,458 | 53,321 |
| ゴルフ会員権評価損 | 7,360 | 7,360 |
| 関係会社株式評価損 | 166,740 | 166,740 |
| 投資有価証券評価損 | 28,976 | 28,976 |
| その他 | 29,494 | 11,532 |
| その他有価証券評価差額金 | - | 3 |
| 繰延税金資産小計 | 2,069,527 | 2,508,004 |
| 評価性引当額 | - | - |
| 繰延税金資産合計 | 2,069,527 | 2,508,004 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 321,067 | - |
| 繰延税金負債合計 | 321,067 | - |
| 繰延税金資産の純額 | 1,748,459 | 2,508,004 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

| 結合当事企業 | DIAM | MHAM | TB | 新光投信 |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 事業の内容 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 | 信託業務、銀行業務、投資運用業務 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 |

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

| 会社名 | DIAM (存続会社) | MHAM (消滅会社) |
|---------|----------------|----------------|
| 合併比率(*) | 1 | 0.0154 |

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

| | | |
|-------|-----------|---------------|
| 取得の対価 | MHAMの普通株式 | 144,212,500千円 |
| 取得原価 | | 144,212,500千円 |

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

| | | |
|-------------------|---|--------------|
| a. 発生したのれん | 金額 | 76,224,837千円 |
| b. 発生原因 | 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。 | |
| c. のれんの償却方法及び償却期間 | 20年間の均等償却 | |

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | | |
|---------|---------------|--------------|
| a. 資産の額 | 資産合計 | 40,451,657千円 |
| | うち現金・預金 | 11,605,537千円 |
| | うち金銭の信託 | 11,792,364千円 |
| b. 負債の額 | 負債合計 | 9,256,209千円 |
| | うち未払手数料及び未払費用 | 4,539,592千円 |

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

| | |
|------------------------|--------------|
| a. 無形固定資産に配分された金額 | 53,030,000千円 |
| b. 主要な種類別の内訳 | |
| 顧客関連資産 | 53,030,000千円 |
| c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間 | |
| 顧客関連資産 | 16.9年 |

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

| | 第34期 (2019年3月31日現在) | 第35期 (2020年3月31日現在) |
|------|------------------------|------------------------|
| 流動資産 | - 千円 | - 千円 |
| 固定資産 | 104,326,078千円 | 94,605,736千円 |
| 資産合計 | 104,326,078千円 | 94,605,736千円 |
| 流動負債 | - 千円 | - 千円 |
| 固定負債 | 10,571,428千円 | 8,278,713千円 |
| 負債合計 | 10,571,428千円 | 8,278,713千円 |
| 純資産 | 93,754,650千円 | 86,327,023千円 |

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

| | | |
|--------|--------------|--------------|
| のれん | 66,696,733千円 | 62,885,491千円 |
| 顧客関連資産 | 39,959,586千円 | 34,810,031千円 |

(2) 損益計算書項目

| | 第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日) | 第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日) |
|--------------------------------------|--|--|
| 営業収益 | - 千円 | - 千円 |
| 営業利益 | 9,043,138千円 | 8,954,439千円 |
| 経常利益 | 9,043,138千円 | 8,954,439千円 |
| 税引前当期純利益 | 9,091,728千円 | 9,111,312千円 |
| 当期純利益 | 7,489,721千円 | 7,536,465千円 |
| 1株当たり当期純利益 | 187,243円04銭 | 188,411円64銭 |
| (注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。 | | |
| のれんの償却額 | 3,811,241千円 | 3,811,241千円 |
| 顧客関連資産の償却額 | 5,241,252千円 | 5,149,555千円 |

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容又 は職業 | 議決権 等の所 有(被 所有) 割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|---------------------------------|-------------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------------------|----------------|---------------------|----------------------|--------------|-----------|--------------|
| | | | | | | 役員 の兼 任等 | 事業 上 の関 係 | | | | |
| 親 会 社 の 子 会 社 | 株式会社 みずほ銀 行 | 東京都 千代田 区 | 14,040 億円 | 銀行業 | - | - | 当社設定 投資信託 の販売 | 投資信託の 販売代行手 数料 | 6,048,352 | 未払 手数料 | 915,980 |
| | | | | | | | | 子会社株式 の取得 | 1,270,000 | - | - |
| 子 会 社 | みずほ証 券株式会 社 | 東京都 千代田 区 | 1,251 億円 | 証券業 | - | - | 当社設定 投資信託 の販売 | 投資信託の 販売代行手 数料 | 10,215,017 | 未払 手数料 | 1,670,194 |

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容又 は職業 | 議決権 等の所 有(被 所有) 割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|---------------------------------|-------------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------------------|----------------|---------------------|----------------------|--------------|-----------|--------------|
| | | | | | | 役員 の兼 任等 | 事業 上 の関 係 | | | | |
| 親 会 社 の 子 会 社 | 株式会社 みずほ銀 行 | 東京都 千代田 区 | 14,040 億円 | 銀行業 | - | - | 当社設定 投資信託 の販売 | 投資信託の 販売代行手 数料 | 5,793,912 | 未払 手数料 | 1,112,061 |
| | | | | | | | | 子会社株式 の取得 | 10,294,840 | 未払 手数料 | 1,231,431 |
| 子 会 社 | みずほ証 券株式会 社 | 東京都 千代田 区 | 1,251 億円 | 証券業 | - | - | 当社設定 投資信託 の販売 | 投資信託の 販売代行手 数料 | 10,294,840 | 未払 手数料 | 1,231,431 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

(注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

(1株当たり情報)

| | 第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日) | 第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 1,708,727円13銭 | 1,780,683円32銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 352,987円92銭 | 375,125円27銭 |

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日) | 第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日) |
|----------------------------|--|--|
| 当期純利益金額 | 14,119,516千円 | 15,005,011千円 |
| 普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額 | - | - |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額 | 14,119,516千円 | 15,005,011千円 |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 | 40,000株 | 40,000株 |
| (うち普通株式) | (24,490株) | (24,490株) |
| (うちA種種類株式) | (15,510株) | (15,510株) |

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

2019年3月末日現在 247,369百万円

c. 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

| 名称 | 資本金の額 (単位:百万円) | 事業の内容 |
|---------------|-------------------|---------------------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 1,404,065 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社ジャパンネット銀行 | 37,250 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社筑波銀行 | 48,868 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社北越銀行 | 24,538 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社山梨中央銀行 | 15,400 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社富山銀行(1) | 6,730 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社池田泉州銀行 | 61,385 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社山口銀行 | 10,005 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社阿波銀行 | 23,452 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社伊予銀行 | 20,948 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社福岡銀行(1) | 82,329 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社佐賀銀行 | 16,062 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社十八銀行 | 24,404 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社親和銀行(1) | 36,878 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社肥後銀行 | 18,128 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社大分銀行 | 19,598 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社沖縄銀行 | 22,725 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社北九州銀行 | 10,000 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 247,369 | 日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。 |
| 株式会社北洋銀行 | 121,101 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社きらやか銀行(1) | 22,700 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社京葉銀行 | 49,759 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社長野銀行 | 13,017 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社徳島大正銀行(1) | (3)11,036 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| 株式会社熊本銀行(1) | 33,847 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |

| | | |
|-----------------|---------------|--|
| 信金中央金庫 | (2) 690,998 | 日本において全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の受給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。 |
| 労働金庫連合会 | (2) 120,000 | 労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央機関です。 |
| 農林中央金庫 | 4,040,198 | 農林中央金庫法に基づき金融事業を営んでおります。 |
| 北海道信用農業協同組合連合会 | (2) 96,273 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 岩手県信用農業協同組合連合会 | (2) 19,463 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 茨城県信用農業協同組合連合会 | (2) 25,549 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 埼玉県信用農業協同組合連合会 | (2) 139,440 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 東京都信用農業協同組合連合会 | (2) 78,204 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 神奈川県信用農業協同組合連合会 | (2) 194,885 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 長野県信用農業協同組合連合会 | (2) 54,858 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 新潟県信用農業協同組合連合会 | (2) 56,296 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 石川県信用農業協同組合連合会 | (2) 17,468 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 岐阜県信用農業協同組合連合会 | (2) 70,118 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 静岡県信用農業協同組合連合会 | (2) 111,302 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 愛知県信用農業協同組合連合会 | (2) 198,402 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 三重県信用農業協同組合連合会 | (2) 39,124 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 福井県信用農業協同組合連合会 | (2) 23,372 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 滋賀県信用農業協同組合連合会 | (2) 34,697 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 京都府信用農業協同組合連合会 | (2) 32,681 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 大阪府信用農業協同組合連合会 | (2) 140,690 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 兵庫県信用農業協同組合連合会 | (2) 170,546 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 和歌山県信用農業協同組合連合会 | (2) 51,799 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 広島県信用農業協同組合連合会 | (2) 80,200 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |

| | | |
|----------------|--------------|--------------------------|
| 山口県信用農業協同組合連合会 | (2) 35,542 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 徳島県信用農業協同組合連合会 | (2) 32,546 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 香川県信用農業協同組合連合会 | (2) 27,537 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 高知県信用農業協同組合連合会 | (2) 19,870 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 福岡県信用農業協同組合連合会 | (2) 32,382 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 佐賀県信用農業協同組合連合会 | (2) 28,130 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 大分県信用農業協同組合連合会 | (2) 15,599 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 宮崎県信用農業協同組合連合会 | (2) 20,036 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| きたそらち農業協同組合 | (2) 3,396 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 岩手中央農業協同組合 | (2) 4,441 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 岩手江刺農業協同組合 | (2) 2,370 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 仙台農業協同組合 | (2) 3,434 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| みやぎ亘理農業協同組合 | (2) 1,554 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| みやぎ登米農業協同組合 | (2) 6,459 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 新みやぎ農業協同組合 | (2) 2,941 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| いしのまき農業協同組合 | (2) 4,497 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| みやぎ仙南農業協同組合 | (2) 4,041 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 秋田しんせい農業協同組合 | (2) 5,632 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 山形農業協同組合 | (2) 4,080 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| さがえ西村山農業協同組合 | (2) 3,757 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 山形おきたま農業協同組合 | (2) 4,965 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 鶴岡市農業協同組合 | (2) 1,488 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 庄内たがわ農業協同組合 | (2) 4,381 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| ふくしま未来農業協同組合 | (2) 15,932 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 福島さくら農業協同組合 | (2) 8,676 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |

| | | |
|--------------|-------------------|--------------------------|
| 水戸農業協同組合 | (2) 3,197 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 水郷つくば農業協同組合 | (2) (5) 4,063 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 茨城みなみ農業協同組合 | (2) 1,215 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 北つくば農業協同組合 | (2) 3,382 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| はが野農業協同組合 | (2) 3,648 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 下野農業協同組合 | (2) 2,066 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 那須南農業協同組合 | (2) 1,157 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 前橋市農業協同組合 | (2) 4,163 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 高崎市農業協同組合 | (2) 2,001 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 佐波伊勢崎農業協同組合 | (2) 2,545 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 邑楽館林農業協同組合 | (2) 2,814 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| さいたま農業協同組合 | (2) 8,181 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| あさか野農業協同組合 | (2) 871 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| いるま野農業協同組合 | (2) 5,963 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 埼玉中央農業協同組合 | (2) 2,335 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| ちちぶ農業協同組合 | (2) 1,603 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 埼玉ひびきの農業協同組合 | (2) 1,849 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| くまがや農業協同組合 | (2) 2,768 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| ほくさい農業協同組合 | (2) 3,181 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 越谷市農業協同組合 | (2) 1,568 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 南彩農業協同組合 | (2) 2,847 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 埼玉みずほ農業協同組合 | (2) 1,437 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| さいかつ農業協同組合 | (2) 1,864 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| ふかや農業協同組合 | (2) 1,613 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 君津市農業協同組合 | (2) 3,639 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |

| | | |
|---------------|-------------------|--------------------------|
| 山武郡市農業協同組合 | (2) 4,778 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 千葉みらい農業協同組合 | (2) 2,289 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 市川市農業協同組合 | (2) 3,358 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 町田市農業協同組合 | (2) 1,033 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| マイズ農業協同組合 | (2) 1,795 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 横浜農業協同組合 | (2) 12,402 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| セレサ川崎農業協同組合 | (2) 2,516 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| よこすか葉山農業協同組合 | (2) 1,454 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| さがみ農業協同組合 | (2) 5,363 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 湘南農業協同組合 | (2) (4) 3,383 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 秦野市農業協同組合 | (2) 1,775 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| かながわ西湘農業協同組合 | (2) 2,531 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 厚木市農業協同組合 | (2) 2,589 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 県央愛川農業協同組合 | (2) 510 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 相模原市農業協同組合 | (2) 881 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 神奈川つくい農業協同組合 | (2) 850 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 長野八ヶ岳農業協同組合 | (2) 4,279 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 佐久浅間農業協同組合 | (2) 6,627 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 信州うえだ農業協同組合 | (2) 4,273 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 信州諏訪農業協同組合 | (2) 6,454 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 上伊那農業協同組合 | (2) 8,124 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| みなみ信州農業協同組合 | (2) 4,519 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 松本ハイランド農業協同組合 | (2) 6,213 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 塩尻市農業協同組合 | (2) 1,568 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 洗馬農業協同組合 | (2) 890 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |

| | | |
|--------------|--------------|--------------------------|
| あづみ農業協同組合 | (2) 4,238 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 大北農業協同組合 | (2) 3,263 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| グリーン長野農業協同組合 | (2) 3,699 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 中野市農業協同組合 | (2) 2,504 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| ながの農業協同組合 | (2) 12,921 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 北越後農業協同組合 | (2) 3,088 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 胎内市農業協同組合 | (2) 1,330 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 新潟みらい農業協同組合 | (2) 4,830 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 新津さつき農業協同組合 | (2) 1,596 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 越後中央農業協同組合 | (2) 5,313 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| にいがた南蒲農業協同組合 | (2) 4,950 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 越後ながおか農業協同組合 | (2) 5,506 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 越後おぢや農業協同組合 | (2) 2,421 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 北魚沼農業協同組合 | (2) 2,744 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 十日町農業協同組合 | (2) 2,815 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 柏崎農業協同組合 | (2) 3,489 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| えちご上越農業協同組合 | (2) 7,920 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| ひすい農業協同組合 | (2) 1,264 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| にいがた岩船農業協同組合 | (2) 2,498 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 佐渡農業協同組合 | (2) 2,505 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 新潟市農業協同組合 | (2) 3,055 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 黒部市農業協同組合 | (2) 1,307 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 加賀農業協同組合 | (2) 1,966 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 小松市農業協同組合 | (2) 1,744 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 能美農業協同組合 | (2) 1,249 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |

| | | |
|-------------|-------------|--------------------------|
| 金沢中央農業協同組合 | (2) 1,058 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 金沢市農業協同組合 | (2) 3,158 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 石川かほく農業協同組合 | (2) 1,887 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| はくい農業協同組合 | (2) 1,340 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 能登わかば農業協同組合 | (2) 2,667 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| おおぞら農業協同組合 | (2) 1,217 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| ぎふ農業協同組合 | (2) 7,218 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 西美濃農業協同組合 | (2) 4,658 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| いび川農業協同組合 | (2) 2,073 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| めぐみの農業協同組合 | (2) 4,704 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 陶都信用農業協同組合 | (2) 1,607 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 東美濃農業協同組合 | (2) 2,624 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 飛騨農業協同組合 | (2) 6,368 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 伊豆太陽農業協同組合 | (2) 1,818 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 三島函南農業協同組合 | (2) 1,049 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 伊豆の国農業協同組合 | (2) 913 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| あいら伊豆農業協同組合 | (2) 915 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 南駿農業協同組合 | (2) 3,158 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 御殿場農業協同組合 | (2) 1,234 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 富士市農業協同組合 | (2) 1,492 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 富士宮農業協同組合 | (2) 945 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 清水農業協同組合 | (2) 2,981 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 静岡市農業協同組合 | (2) 1,902 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 大井川農業協同組合 | (2) 3,433 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| ハイナン農業協同組合 | (2) 857 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |

| | | |
|-------------|-------------|--------------------------|
| 掛川市農業協同組合 | (2) 746 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 遠州夢咲農業協同組合 | (2) 3,579 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 遠州中央農業協同組合 | (2) 3,301 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| とびあ浜松農業協同組合 | (2) 3,715 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 三ヶ日町農業協同組合 | (2) 297 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| なごや農業協同組合 | (2) 2,454 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 尾張中央農業協同組合 | (2) 2,118 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 西春日井農業協同組合 | (2) 157 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| あいち尾東農業協同組合 | (2) 1,192 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 愛知北農業協同組合 | (2) 747 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 愛知西農業協同組合 | (2) 1,617 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| あいち海部農業協同組合 | (2) 1,070 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| あいち知多農業協同組合 | (2) 7,183 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| あいち中央農業協同組合 | (2) 3,468 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 西三河農業協同組合 | (2) 1,301 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| あいち三河農業協同組合 | (2) 1,114 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| あいち豊田農業協同組合 | (2) 1,809 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 愛知東農業協同組合 | (2) 971 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 蒲郡市農業協同組合 | (2) 296 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| ひまわり農業協同組合 | (2) 1,410 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 愛知みなみ農業協同組合 | (2) 1,346 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 豊橋農業協同組合 | (2) 2,515 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 三重北農業協同組合 | (2) 6,208 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 鈴鹿農業協同組合 | (2) 1,628 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 津安芸農業協同組合 | (2) 2,189 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |

| | | |
|--------------|--------------------|--------------------------|
| 伊勢農業協同組合 | (2) 4,367 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 伊賀ふるさと農業協同組合 | (2) 2,846 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 福井県農業協同組合 | (2) (6) 17,420 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 越前たけふ農業協同組合 | (2) 2,762 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| おうみ富士農業協同組合 | (2) 2,470 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 甲賀農業協同組合 | (2) 2,478 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| グリーン近江農業協同組合 | (2) 4,432 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 東びわこ農業協同組合 | (2) 3,480 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 北びわこ農業協同組合 | (2) 1,934 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 北大阪農業協同組合 | (2) 1,887 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 茨木市農業協同組合 | (2) 1,237 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 大阪泉州農業協同組合 | (2) 2,009 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| いずみの農業協同組合 | (2) 2,884 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 堺市農業協同組合 | (2) 1,187 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 大阪南農業協同組合 | (2) 3,822 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| グリーン大阪農業協同組合 | (2) 1,507 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 大阪中河内農業協同組合 | (2) 4,263 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 北河内農業協同組合 | (2) 2,635 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 大阪市農業協同組合 | (2) 1,919 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 兵庫六甲農業協同組合 | (2) 5,831 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| あかし農業協同組合 | (2) 423 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 兵庫南農業協同組合 | (2) 3,763 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| みのり農業協同組合 | (2) 4,439 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 兵庫みらい農業協同組合 | (2) 3,483 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 加古川市南農業協同組合 | (2) 527 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |

| | | |
|--------------|--------------------|--------------------------|
| 兵庫西農業協同組合 | (2) 12,416 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 相生市農業協同組合 | (2) 101 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| ハリマ農業協同組合 | (2) 968 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| たじま農業協同組合 | (2) 4,526 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 丹波ひかみ農業協同組合 | (2) 2,286 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 丹波ささやま農業協同組合 | (2) 2,200 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 淡路日の出農業協同組合 | (2) 1,879 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| あわじ島農業協同組合 | (2) 3,970 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 奈良県農業協同組合 | (2) 9,389 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| わかやま農業協同組合 | (2) 4,466 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| ながみね農業協同組合 | (2) 2,006 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 紀の里農業協同組合 | (2) 3,586 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 紀北川上農業協同組合 | (2) 4,269 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| ありだ農業協同組合 | (2) 2,098 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 紀州農業協同組合 | (2) 3,667 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 紀南農業協同組合 | (2) 4,717 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| みくまの農業協同組合 | (2) 1,002 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 鳥取いなば農業協同組合 | (2) 6,061 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 鳥取中央農業協同組合 | (2) 3,875 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 鳥取西部農業協同組合 | (2) 5,133 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 島根県農業協同組合 | (2) 22,681 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 晴れの国岡山農業協同組合 | (2) (6) 25,314 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 広島市農業協同組合 | (2) 6,724 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 佐伯中央農業協同組合 | (2) 1,286 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 広島中央農業協同組合 | (2) 3,067 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |

| | | |
|----------------|--------------|----------------------------------|
| 福山市農業協同組合 | (2) 5,798 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 三次農業協同組合 | (2) 1,879 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 山口県農業協同組合 | (2) 2,362 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 徳島市農業協同組合 | (2) 3,026 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 香川県農業協同組合 | (2) 26,469 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 越智今治農業協同組合 | (2) 6,417 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 福岡八女農業協同組合 | (2) 3,556 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 佐賀県農業協同組合 | (2) 22,378 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 唐津農業協同組合 | (2) 4,543 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 伊万里市農業協同組合 | (2) 2,427 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 宮崎中央農業協同組合 | (2) 5,828 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 延岡農業協同組合 | (2) 1,469 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 沖縄県農業協同組合 | (2) 22,037 | 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。 |
| 第一生命保険株式会社 | 60,000 | 日本において保険業務を営んでおります。 |
| 藍澤證券株式会社 | 8,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| a uカブコム証券株式会社 | 7,196 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 池田泉州T T証券株式会社 | 1,250 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 四国アライアンス証券株式会社 | 3,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| エース証券株式会社 | 8,831 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| PWM日本証券株式会社 | 3,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 株式会社SBI証券 | 48,323 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 岡三証券株式会社 | 5,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 岡三オンライン証券株式会社 | 2,500 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 九州FG証券株式会社 | 3,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 極東証券株式会社 | 5,251 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |

| | | |
|-----------------------|-----------|----------------------------------|
| あかつき証券株式会社 | 3,067 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | (7)40,500 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| みずほ証券株式会社 | 125,167 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 北洋証券株式会社 | 3,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 立花証券株式会社 | 6,695 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| ちばぎん証券株式会社 | 4,374 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| むさし証券株式会社 | 5,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 楽天証券株式会社 | 7,495 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 東海東京証券株式会社 | 6,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 東武証券株式会社 | 420 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 東洋証券株式会社 | 13,494 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 内藤証券株式会社 | 3,002 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 西日本シティTT証券株式会社 | 3,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| SMB C日興証券株式会社 | 10,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| マネックス証券株式会社 | 12,200 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 日産証券株式会社 | 1,500 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 株式会社証券ジャパン | 3,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 野村証券株式会社 | 10,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| ばんせい証券株式会社 | 1,558 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| フィデリティ証券株式会社 | 9,257 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| キャピタル・パートナーズ証券株式会社 | 1,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 松井証券株式会社 | 11,945 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 丸三証券株式会社 | 10,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 丸八証券株式会社 | 3,751 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| リテラ・クリア証券株式会社 | 3,794 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |

| | | |
|------------|--------|----------------------------------|
| 三田証券株式会社 | 500 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 水戸証券株式会社 | 12,272 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| ワイエム証券株式会社 | 1,270 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |

(注) 資本金の額は2019年3月末日現在

- (1) 新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。
- (2) 出資の総額
- (3) 2019年9月30日現在
- (4) 2019年11月1日現在
- (5) 2020年1月31日現在
- (6) 2020年4月1日現在
- (7) 2020年8月1日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集販売の取扱い
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・詳細情報の入手方法
委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山野 浩 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和2年7月17日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本正彦 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM高格付インカム・オープン（毎月決算コース）の令和1年12月6日から令和2年6月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM高格付インカム・オープン（毎月決算コース）の令和2年6月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。